

京都市国民保護計画



令和7年12月

京 都 市

目 次

第1編 総論	1
第1章 目的、市の責務、計画の位置付け、構成等	1
1 市国民保護計画の位置付け	1
2 市国民保護計画の構成	3
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	3
4 市危機管理基本計画との関係	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	5
第3章 市の事務等	7
第4章 京都市の地理的、社会的特徴	9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態等	11
2 緊急処理事態（大規模テロ等）	11
3 京都市において留意する事項	12
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織及び体制の整備等	13
1 局等における平素の業務	13
2 職員の参集等	13
3 消防機関の体制	14
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2章 関係機関との連携体制の整備	16
1 基本的な考え方	16
2 府との連携	16
3 近隣市町村との連携	16
4 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携	17
5 自主防災組織、ボランティア団体等との連携	17
6 他の機関、団体との協力関係の構築	18
第3章 情報の収集、伝達、提供等の体制整備	19
1 通信の確保	19
2 情報の収集、提供等の体制整備	19
3 警報等の通知及び伝達に必要な準備	20
4 安否情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備	20
5 被災情報の収集、報告等に必要な準備	21
第4章 避難及び救援に関する体制の整備	22
1 避難に関する基本的事項	22
2 避難実施要領のパターンの作成	23
3 救援に関する基本的事項	23
4 運送事業者の運送力及び運送施設の把握等	24
5 交通の確保に関する体制等の整備	24

6	避難施設の指定	24
第5章	生活関連等施設の把握等	26
1	生活関連等施設の把握	26
2	生活関連等施設の安全確保等	27
第6章	物資及び資材の備蓄等	28
1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄又は整備	28
2	市が管理する施設、設備等の整備及び点検等	29
第7章	国民保護に関する研修、訓練、啓発等	30
1	研修	30
2	訓練	30
3	国民保護措置に関する啓発等	31
4	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	31
第8章	要配慮者等への支援体制の整備	33
第1	要配慮者への支援	33
第2	外国人への支援	34
第9章	観光旅行者等の保護	36
1	観光旅行者等への情報伝達体制の構築	36
2	帰宅困難な観光旅行者等への支援	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	実施体制の確立	37
第1	事態認定前における初動体制	37
1	情報連絡体制の整備	37
2	危機管理本部の設置	38
3	危機管理本部の初動措置	38
4	市対策本部に移行する場合の調整	39
5	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2	事態認定後の体制	41
1	市対策本部の設置等	41
2	市対策本部の設置場所	41
3	市対策本部を設置すべき指定の要請等	41
4	市対策本部の組織	41
5	市対策本部長の権限	45
6	市対策本部の廃止	46
7	通信の確保	46
第3	職員の参集体制	47
第2章	関係機関相互の連携	48
1	国及び府の対策本部との連携	48
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	48
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	49
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	49

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	50
6	市が行う応援等	50
7	ボランティア団体等に対する支援等	51
8	市内の様々な団体、機関への協力要請	51
第3章	警報及び避難の指示等	52
第1	警報の通知及び伝達	52
1	警報の内容の通知及び伝達	53
2	警報の内容の伝達方法	53
3	緊急通報の伝達及び通知	54
第2	避難住民の誘導等	55
1	避難の指示の通知及び伝達	55
2	武力攻撃事態の類型の特徴等	56
3	避難実施要領の作成	59
4	避難住民の誘導	61
5	病院等の施設在所者の避難	64
6	避難の指示の解除	65
第4章	救援	66
1	救援の実施	66
2	関係機関との連携	67
3	救援の実施内容等	67
4	医療活動の実施等	70
5	救援の際の物資の売渡し要請等	72
第5章	安否情報の収集、提供等	75
1	安否情報の収集、整理等	76
2	府に対する報告	77
3	安否情報の照会に対する回答	77
4	日本赤十字社に対する協力	78
5	安否情報伝達手段の活用	78
第6章	武力攻撃災害への対処	79
第1	武力攻撃災害への対処	79
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	79
2	武力攻撃災害の兆候の通報	79
3	生活関連等施設の安全確保	80
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	80
第2	応急措置等	82
1	事前措置	82
2	退避の指示	82
3	警戒区域の設定	83
4	応急公用負担等	84
5	消防に関する措置等	84

第3章 武力攻撃原子力災害への対処	87
1 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等	87
2 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	87
3 モニタリングの実施	88
4 住民の避難等の措置	88
5 知事への措置命令の要請等	88
6 安定ヨウ素剤の配布	88
7 避難退域時検査及び簡易除染の実施	88
8 食料品等による被ばくの防止	88
9 職員の安全の確保	88
第4章 NBC攻撃による災害への対処	89
第7章 被災情報の収集及び報告	92
第8章 保健衛生の確保その他の措置	94
1 保健衛生の確保	94
2 廃棄物の処理	95
第9章 文化財の保護	97
1 文化財の保護	97
2 文化財の被災状況の調査等	98
3 文化財の応急対策	98
4 文化財の復旧	98
第10章 生活の安定に関する措置	99
1 生活関連物資等の価格安定等	99
2 避難住民等の生活安定等	99
3 生活基盤等の確保	100
第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	101
第4編 復旧等	103
第1章 応急の復旧	103
1 基本的な考え方	103
2 公共的施設の応急の復旧	103
第2章 本格復旧	104
1 国における必要な法制の整備等	104
2 市が管理する施設及び設備の復旧	104
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	105
1 損失補償、実費弁償及び損害補償	105
2 総合調整及び指示に係る損失の補てん	105
3 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	105
第5編 緊急対処事態（大規模テロ等）への対処	106
1 緊急対処事態（大規模テロ等）	106
2 緊急対処事態（大規模テロ等）における警報の通知及び伝達	106
用語集	

第1編 総論

第1章 目的、市の責務、計画の位置付け、構成等

京都市は、昭和32年10月に全世界の人々と相携えて、世界恒久平和の理想を実現するため、平和都市宣言を行うとともに、昭和53年10月に全世界の人々が、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由に集い、自由な文化交流を行う都市であるという世界文化自由都市宣言を行っている。また、友好的交流により世界平和の基礎を確立することを念願し、世界9都市と姉妹都市盟約を締結するなど、戦後一貫して、平和を都市の基本理念として施策を推し進めてきた。更に、平成31年3月に、「京都市レジリエンス戦略」を、令和3年10月には「京都市SDGs未来都市計画」を策定し、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指すとともに、SDGsとレジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指している。

そして、令和7年12月に策定した「京都基本構想」は、本市の最上位都市理念たる世界文化自由都市宣言における理想に基づき、京都を生きるわたしたちがめざすまちのすがたとして、歴史と文化を介して人間性を回復できるまち、自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち、そして、自他の生をもとに肯定し尊重しあえるまちの3つを掲げている。これらの実現に向けて、本計画では武力攻撃事態等及び緊急対処事態の危機からしなやかに立ち直るために、先んじて備え、対応する術を探求する不断の努力を重ねていく。

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、世界遺産をはじめとする文化財が多数存在し、また、多くの観光旅行者が入浴する国際文化観光都市であるなど、京都市の持つ社会的特性を踏まえつつ、平素から恒久平和の実現に向けて一層の努力が大切である。また、地震、風水害、大規模事故等への対応に加え、高病原性鳥インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応、更には、大規模テロや武力攻撃災害等への対応等、あらゆる危機から市民の「いのち」と「くらし」を守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することは極めて重要である。

そのため、京都市のまちの持つ地理的、社会的特徴を考慮するとともに、市、市民、関係機関が相互に連携し、協力しあって、総合的かつ実践的な危機管理体制を一層充実させる必要がある。

以下、万一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を迅速かつ的確に実施し、市民の安心・安全を守る市の責務を確実に果たすため、京都市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の位置付け、構成等について定める。

1 市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定）

以下「基本指針」という。)及び京都府国民保護計画(以下「府国民保護計画」という。)を踏まえ、関係機関との連携のもと、市民の協力を得つつ、市国民保護計画に基づき、国民保護措置を迅速かつ的確に実施し、その区域において国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定を踏まえ、府国民保護計画に基づき、京都市危機管理基本計画(以下「市危機管理基本計画」という。)などの既存の危機管理体制との整合を図りながら、武力攻撃事態等及び緊急処理事態(大規模テロ等)に対応する計画として、市国民保護計画を作成する。また、計画の作成に当たっては、総合的な危機管理体制の強化の観点から、市危機管理基本計画や京都市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)をはじめ危機管理に関するマニュアル等の既存の仕組みや機器、装備等を活用するなど、本市の危機管理体制全般の強化を図る。

(3) 市国民保護計画の対象となる者

本計画は、国籍を問わず、次に掲げる者(以下「市民」という。)を対象とする。

ア 京都市の区域(以下「市域」という。)に居住する者

イ 武力攻撃事態等及び緊急処理事態(大規模テロ等)の際に通勤、通学、旅行などで市域に滞在している者

ウ 市域へ避難してきた者

(4) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定めるとともに、京都市は、国民保護法第184条「大都市の特例」の対象となる指定都市であることから、市域における避難住民等の救援に関する措置、避難施設の指定、避難施設に関する届出、赤十字標章等の交付等並びに医療関係者に対する実費弁償及び損害補償についても併せて定める。

ア 市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

(ア) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

(イ) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等(避難住民(国民保護法第54条第1項の規定による指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。以下同じ。)及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。)の救

援に関する措置

- (ウ) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (エ) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- (オ) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ その他市域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態（大規模テロ等）への対処

その他必要な事項については、別に定める。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

基本指針は、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて見直すこととされている。市国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、京都市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、京都府知事（以下「知事」という。）に協議し、変更を決定し、京都市会（以下「市会」という。）に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国

民保護法施行令」という。) 第5条に規定されている軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

4 市危機管理基本計画との関係

市危機管理基本計画は、すべての危機に適用するものであり、市国民保護計画に定めのない事項については、当該基本計画を適用する。

【危機のカテゴリー】

カテゴリー	対 象
カテゴリー1	災害対策基本法に基づく市地域防災計画に規定する災害対策本部、事故対策本部又は災害警戒本部の設置が必要である災害 1 地震、風水害等の自然災害 2 大規模な事故等 3 原子力災害
カテゴリー2	国民保護法に基づく市国民保護計画に規定する京都市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)又は京都市緊急対処事態対策本部の設置が必要である事態 1 武力攻撃事態等 2 緊急対処事態(大規模テロ等)
カテゴリー3	危機のうち、カテゴリー1及びカテゴリー2に該当しない災害、事故その他の緊急の事態

危 機

カテゴリー3 (多数の市民の生命, 身体又は財産に被害が生じた状況等)
 =市危機管理基本計画の適用

カテゴリー1
 (災害対策基本法に基づく市地域防災計画の適用)
 ・地震, 風水害等の自然災害
 ・大規模な事故等
 ・原子力災害

カテゴリー2
 (国民保護法に基づく市国民保護計画の適用)
 ・武力攻撃事態等
 ・緊急対処事態(大規模テロ等)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護法その他の法令等に基づき、国民保護措置を実施するに当たっては、迅速かつ的確に市民の安心・安全が確保されるよう事前対策を徹底するとともに、既存の体制との整合を図り総合的な危機管理体制を強化し、市の責務が確実に果たせる実践的な計画とするほか、特に留意すべき事項として、次のとおり国民保護措置に関する基本方針を定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法が保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。この場合において、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 平素からの備えや予防

市は、いかなる事態においても、迅速かつ的確に市民の安心・安全が確保されるよう体制の整備、関係機関との連携体制の整備等の事前対策の徹底を図る。

(3) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(4) 迅速かつ的確な情報伝達体制の確保

警報や避難の指示の伝達など、危機情報を迅速かつ的確に提供できるよう情報伝達体制を確保する。

(5) 市民に対する情報提供

市は、国民保護措置に関する正確な情報を市民に対し、新聞、放送、インターネットその他の方法により迅速かつ的確に提供する。

(6) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請等に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(7) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力を努める。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実、

活性化、ボランティアへの支援に努める。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 要配慮者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び日本語の理解が不十分な外国人の保護について留意する。

(10) 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(11) 外国人への国民保護措置の適用

市は、市域に居住し、又は滞在している外国人についても、保護すべきことに留意する。

(12) 文化財の保護

市は、世界遺産をはじめ多数の文化財を有することから、平素から文化財の所有者等との連携体制の強化に努める。

(13) 観光旅行者等への国民保護措置の適用

市は、国際文化観光都市として、市内に多くの観光旅行者等が訪れることから、これらの者についても保護すべきことに留意する。

(14) 国、京都府、近隣市町村その他関係機関との連携強化

市は、国、京都府（以下「府」という。）、京都府警察（以下「府警察」という。）、近隣市町村並びに指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関及び団体などと平素から相互の連携体制の整備に努める。

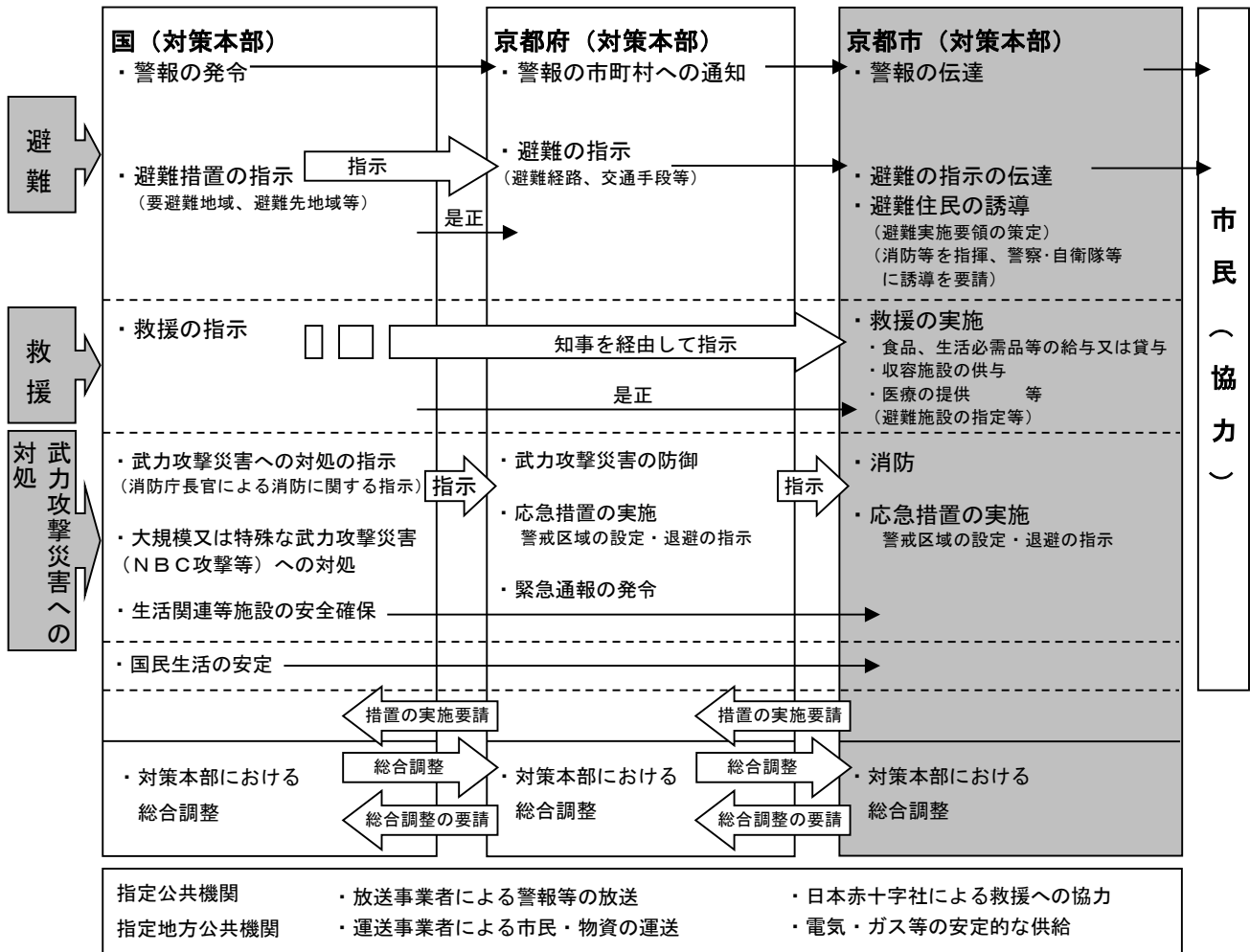
第3章 市の事務等

市は、国民保護措置の実施に当たっては、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握し、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 市国民保護計画の作成及び変更
- (2) 市国民保護協議会の設置及び運営
- (3) 市対策本部の設置及び運営
- (4) 組織の整備及び訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
- (10) 避難施設の指定及び避難施設に関する届出
- (11) 赤十字標章等の交付等
- (12) 医療関係者に対する実費弁償及び損害補償
- (13) その他必要な事項

国、府、市の武力攻撃事態等における国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が相互に連携

第4章 京都市の地理的、社会的特徴

市が、国民保護措置を実施するに当たって、考慮しておくべき地理的及び社会的特徴は、次のとおりである。

(1) 概況

京都市は、府の南東部（東経 135 度 34 分～135 度 53 分、北緯 34 度 52 分～35 度 19 分）に位置し、南北約 49km、東西約 26km の細長い形状となっている。面積は 827.9 k m² であり、東は滋賀県、北及び西は南丹市、西は亀岡市、南は大阪府、長岡京市、向日市、大山崎町、八幡市、久御山町、宇治市と接している。

(2) 地形

京都市の位置する京都盆地は、断層運動による基盤岩の断裂、破壊、上昇、沈降によって形成された東西約 10 km、南北約 20 km の構造盆地であり、東山、桃山丘陵を挟んだ東側には同じ断層起源の山科盆地を伴っている。また、盆地の北西部から桂川、北東部から鴨川が盆地中央の南部に向かって流下し、東南部から宇治川、更に、南部から木津川が流入し、南西部で合流して淀川となり大阪湾へ注いでいる。

地形の概略をみると、北から京都市の北半分を占める山地、丘陵、段丘、低地の順でひな壇場に配列し、市街地は丘陵、段丘、低地で形成されており、標高は地形の変化にあわせて、北から南に低下している。

低地部は、鴨川水系の河川により形成された扇状地、桂川、宇治川及び木津川の氾濫により形成された自然堤防帯に大きく分けられる。

(3) 気候

京都市の気候は、大きく見れば太平洋側（瀬戸内海型）の特性である。しかし、平野部では盆地性、山間部では山岳性の気象特性を示す。また、市街地では平均気温の上昇など、都市特有の傾向もみられる。

(4) 人口分布

令和 2 年 10 月 1 日現在で実施された国勢調査の結果による京都市の人口は、1,463,723 人(男 692,279 人、女 771,444 人)で、世帯数は 729,524 世帯である。最も人口が多い行政区は伏見区(277,858 人)で、京都市全体の人口の 19.0%を占めており、次いで右京区(202,047 人)、左京区(166,039 人)の順となっている。人口密度では、中京区(14,910 人/km²)、下京区(12,210 人/km²)、上京区(11,924 人/km²)の順となっており、都心部に人口密度の高い行政区が集中している。

人口を年齢別に見ると、15 歳未満人口が総人口に占める割合は 10.5%、15～64 歳人口は 61.3%、65 歳以上人口は 28.2%となっている。全国では 65 歳以上人口の割合は 28.6%であり、同程度の高齢化率を示している。

(5) 道路の位置等

高速道路は、名神高速道路が市南部を東西に貫いており、京都東インターチェンジ、京都南インターチェンジの2箇所のインターチェンジがある。また、京都府内を南北に縦断する京都縦貫自動車道の大原野インターチェンジ及び沓掛インターチェンジが市南西部に、京都府南部を東西に横断する京滋バイパスの久御山淀インターチェンジの一部が市南部に位置している。第二京阪道路へ山科、鴨川西、城南宮北、城南宮南、伏見からの出入が可能で、久御山ジャンクションから各高速道路へ連絡されている。

国が管理する一般国道（指定区間）としては、京都市から大阪府や滋賀県に至る国道1号、京都市と京都府北部を結ぶ国道9号、京都市から奈良県に至る国道24号、京都から大阪間を結ぶ国道171号がある。更に、市が管理する一般国道（指定区間外）として、京都市を南北に縦断する国道162号、滋賀方面とを結ぶ国道367号、市北部を東西に横断する国道477号がある。その他に市が管理する主要な道路としては、主要府道22路線、一般府道64路線、主要市道8路線がある。

(6) 鉄道及びバスの状況等

鉄道は、市内に路線を有する鉄道事業者として、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京福電気鉄道株式会社、叡山電鉄株式会社、嵯峨野観光鉄道株式会社及び市営地下鉄を運行する京都市交通局の9事業者がある。路線数は19路線、駅数は134駅となっている。

本市の鉄道網は、主なターミナル駅であるJR京都駅を結節点として、東海道新幹線をはじめ、大阪、滋賀、奈良、京都府北部の各方面を結ぶ広域的な鉄道網が形成されている。特に需要の多い京都から大阪間においては、4路線が運行している。更に、地下鉄が東西方向、南北方向に2路線運行されている。

バスは、市内で12事業者（高速バスのみ事業者を除く）が路線バス（乗合バス）の営業を行っている。

(7) 自衛隊施設

自衛隊施設として、陸上自衛隊桂駐屯地がある。

(8) 文化財等

世界遺産に登録されている14の社寺等をはじめ、令和7年4月1日現在、1,915件の重要文化財（内、国宝216件）があり、観光名所、旧跡も数多く存在する。これら文化財の武力攻撃災害に対する保護は、市にとって重要な課題である。また、これらの観光を目的として、年間を通じて府内のみならず、国内外からも多数の観光旅行者等が訪れている。京都市における令和6年の観光客数は5,606万人である。うち、外国人観光客数は1,088万人（外国人宿泊客数は821万人）となっている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態（大規模テロ等）を計画の対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、次の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

①着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	ゲリラや特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
③弾道ミサイル攻撃	弾頭に通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
④航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

注1 これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

2 これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針、府国民保護計画及び本計画第3編第3章第2を参照

2 緊急対処事態（大規模テロ等）

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の事態例として、次の4事態が基本指針に示されている。

① 攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力事業所等の破壊 ○石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○危険物積載船への攻撃 ○ダム等の破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ○列車等の爆破
② 攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ダーティボム（放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器。以下同じ。）等の爆発による放射能の拡散 ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来

注 これらの4事態の特徴等については、基本指針、府国民保護計画及び本計画第3編第3章第2を参照

3 京都市において留意する事項

武力攻撃事態の4類型や緊急対処事態の4事態をもとに、京都市の地理的、社会的特性から、世界遺産をはじめとする多数の文化財や観光地等へのテロ攻撃に特に留意する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織及び体制の整備等

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所及び区役所支所、消防局、交通局、上下水道局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局（以下「局等」という。）における平素の業務、市職員（以下「職員」という。）の参集等の事前対策の構築のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 局等における平素の業務

局等は、市民の安心・安全の確保を図るため、国民保護措置を自然災害や感染症等の危機管理対策との整合を図り推進する。また、国民保護措置の総括、局等間の調整については、行財政局防災危機管理室が行う。

なお、局等の業務の詳細については、別に定める。

2 職員の参集等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、市地域防災計画に定める災害時の本部事務局員等を活用するなど、武力攻撃事態等の状況に応じ、迅速に対処するための参集体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、危機管理に係る連絡体制の活用を図り、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 職員への連絡手段の確保

市は、緊急時における参集予定職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話、電子メール等の活用を図り、常時連絡できる体制を確保する。

(4) 職員の参集が困難な場合の対応

市は、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合を想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集体制を確保する。

(5) 職員の所掌事務

市は、参集した職員の行う所掌事務を、あらかじめ定める。

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、初動体制を整備するとともに、消防職員の参集基準を定めておく。更に、市長は消防局及び消防署における24時間即応可能な体制を有効に活用するとともに、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置を実施する。

(2) 消防団の充実及び活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、地域住民の消防団への参加促進、消防団員の出動に対する事業所等の理解獲得への取組、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設整備等の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実及び活性化を図る。また、市は、消防団員に対する国民保護措置についての研修を行うとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。更に、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項、第5項)
実費弁償 (国民保護法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (国民保護法第85条第1項、第2項)
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (国民保護法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)

	医療の実施の要請等によるもの。(国民保護法第85条第1項、第2項)
不服申立てに関すること。(国民保護法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。(国民保護法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、京都市公文書管理規則、京都市公文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置の実施に当たり、国、府、府警察、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携し、協力することが必要不可欠であるため、これら関係機関との連携体制の整備について、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等への迅速かつ的確な対処ができるよう、危機管理対策を推進する既存の連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。また、市国民保護計画と、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署について把握し、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、府と必要な連携を図る。また、京都府危機管理関係機関連絡会議（以下「府危機管理関係機関会議」という。）に参加するなど、平素から連携を緊密に行う。

(2) 府との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の府への協議

市は、府との市国民保護計画の協議を通じて、府が行う国民保護措置と市が行う国民保護措置との整合性を図る。

(4) 府警察との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施できるよう府警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村との国民保護計画の内容についての協議や、既存の市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うなどにより、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村との連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、既存の消防応援協定等を活用するなどにより、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC災害対応可能部隊数やNBC災害対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携

市は、市内の指定公共機関、指定地方公共機関等との緊密な連携を図るとともに、最新的情報を常に把握するよう努める。

(2) 医療機関との連携

市は、武力攻撃事態等の発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、京都府医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、既存の防災に関する協定等について、武力攻撃事態等への適用の確認、見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

5 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための器材等の充実に努める。

(2) その他のボランティア団体等に対する支援

市は、日本赤十字社京都府支部、ボランティア関係団体、福祉関係の住民組織等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 他の機関、団体との協力関係の構築

市は、府と連携し、武力攻撃事態等の情報、警報、避難の指示、緊急通報など様々な情報を迅速かつ的確に伝達し、被災情報や安否情報の収集を円滑に実施するため、次のとおり市域の様々な機関や団体との危機管理に関する協力関係の構築に努める。

項目	関係機関、関係施設等
警報等の伝達	学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者
安否情報の収集	府警察、医療機関、学校、大規模事業所の管理者
被災情報の収集	大学、観光関連事業者、生活関連等施設の管理者

第3章 情報の収集、伝達、提供等の体制整備

武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する情報、警報及び避難の伝達、被災情報、安否情報など様々な情報を関係機関相互間で共有し、市民に対して迅速かつ的確にこれらの情報を伝達することが重要である。このため、市は、通信の確保及び情報の収集、提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に当たっては、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の危機発生時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者で構成された近畿地方非常通信協議会との連携に十分に配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供等を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電時に備えて非常電源の確保を図るなど、既存の体制を活用し、情報の収集、連絡体制の確保に努める。

2 情報の収集、提供等の体制整備

(1) 市の体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集し、又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制整備の留意事項

体制の整備に際しては、既存の体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供に留意する。

(3) 関係機関との情報の共有

市は、既存のシステムを活用し、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用できるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

3 警報等の通知及び伝達に必要な準備

(1) 警報等の通知及び伝達に必要な準備

市は、警報や避難の指示等を迅速かつ的確に伝達できるよう、市民、関係団体及び関係機関の連絡先及び連絡方法を把握するとともに、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位等）により速やかに市民、関係団体及び関係機関に通知し、及び伝達する。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティーを通じた伝達等によるほか、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティーFMやCATV事業者などとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築に努め、市民に対する迅速かつ確かな情報伝達体制の整備を図る。更に、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理、整備する。

(3) 府警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が迅速かつ確に行われるよう、府警察との連携体制を構築する。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときは、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅その他多数の者が利用し、又は居住する施設について、府との役割分担を考慮して、連絡体制を構築する。

(5) 民間事業者等からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における共助の活動の実施が期待される民間事業者等が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。この場合において、先進的な事業者の取組を他の機関に周知することなどにより、協力が得られやすい環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、府と連携して、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し、及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の収集、整理の事務処理体制を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、医療機関、学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて、あらかじめ把握しておく。また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知する。

(3) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて府に報告する。

5 被災情報の収集、報告等に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理や知事への報告等を適時かつ適切に実施するための事務処理体制の整備を図る。また、迅速に被災状況を把握できるよう、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム及び高所カメラ等を活用する。

第4章 避難及び救援に関する体制の整備

市は、避難及び救援に関する国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、避難及び救援に関する体制の整備について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網及び避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を整備する。

(2) 近隣市町村との連携

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を行うなど、緊密な連携を図る。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素

から、協力を得られるよう、協力関係を構築する。

(5) 学校、事業所との連携

市は、学校、事業所における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校、事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、避難に対する意識の向上を図る。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行い、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

ア 市は、迅速かつ的確に救援に関する措置が実施できるよう収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を整備する。

イ 市は、既存の協定等を踏まえ、救援等の物資の確保に努めるとともに、物資の売渡し要請等に係る事務処理手順を策定する。

(2) 電気通信事業者との協議

市は、災害時の情報通信手段を活用することを十分に考慮して、避難住民に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備を臨時に設置する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

市は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、あらかじめ適切な医療の実施を要請する方法を定める。この場合において、医療関係団体等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 府との連携

市は、府を通じて、必要な救援に関する措置を講じるべきことが指示されることから、府と連携を図る。

4 運送事業者の運送力及び運送施設の把握等

(1) 運送事業者との連携の強化

市は、府と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と関係団体との運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民等及び緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

(2) 運送事業者等の運送力の把握

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認及び運送事業者や近畿運輸局等の協力により、あらかじめ運送事業者の運送力や道路、鉄道等の運送施設に関する情報を把握する。また、他の運送事業者などの関係機関等が保有するバスなど運送手段の保有状況の把握に努める。

5 交通の確保に関する体制等の整備

市は、緊急輸送ルートの確保を図るため、他の道路管理者や府警察と連携し、緊急交通路線選定の判断等が迅速に実施できるための体制を構築するとともに、自ら管理する道路、橋りょう、トンネル等の危険個所の整備に努める。

6 避難施設の指定

(1) 指定対象施設

市は、市域の人口、都市化の状況などの地域の実情を踏まえ、府と連携して、次の避難施設を指定する。

なお、災害対策基本法に基づき指定されている避難所等については、原則として指定する。

施 設	主 な 目 的
学校、公民館、体育館等	・避難住民等の収容施設
公園、広場、駐車場等	・避難の際の一時的な集合場所 ・救援(炊き出しや医療の提供など)の実施場所 ・応急仮設住宅等の建設用地
堅ろうな建築物、地下街、地下駅舎等	・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所

(2) 指定に当たっての留意事項

- ア 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握するとともに、一定の地域に避難施設が偏ることのないように配慮し、できるだけ多くの施設の確保に努める。また、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を必要に応じ指定する。
- イ 避難住民等の受入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模の施設を指定するよう配慮する。
- ウ 物資等の搬入又は搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の収容や救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- エ 火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれがある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- オ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していることなど、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市は、避難施設を指定する場合は、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき、又は解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知するとともに知事に報告する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設の指定情報の共有化と市民への周知

市は、定期的に、国の定める標準的な項目に従って、避難施設の指定情報等を整理し、府に報告するとともに、府において整備されるデータベースを活用して、府、府警察、消防機関及び近隣市町村と情報の共有化を図る。また、府、府警察、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等必要な情報を市民に周知する。

第5章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、生活関連等施設（武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、市民生活に大きな影響を与える施設をいう。以下同じ。）の安全確保について特に配慮する必要があるため、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

市は、生活関連等施設について、自ら保有する情報や府を通じて把握した情報に基づき、施設名称、連絡先等の情報を把握するとともに、これらの関係機関と府との連絡体制を整備する。

施設の種別	対 象
発電所、変電所	電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kW以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。)
ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第2項のガス小売事業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)
取水・貯水・浄水施設、配水池	水道法第3条第2項の水道事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、1日につき10万m ³ 以上の水を供給する能力を有するもの
鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
電気通信事業用交換設備	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)が、その事業の用に供する交換設備(同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。)

放送用無線設備	放送法第2条第23号の基幹放送事業者（認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（国内において受信されることを目的とする放送をいう。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備
水域施設、係留施設	港湾法第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
ダム	河川管理施設等構造令第2章の規定の適用を受けるダム
危険物質等の取扱所	国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所

2 生活関連等施設の安全確保等

(1) 府等の関係機関との連携

市は、生活関連等施設に関し、府、府警察、消防機関、生活関連等施設を管理する関係機関等との連携強化に努める。

(2) 市が管理する生活関連等施設の安全確保

市は、自ら管理する生活関連等施設に関し、生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、巡回の実施など安全確保の措置を図る。

(3) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等において、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じ、府警察等と連携し、警戒等の措置を実施する。

第6章 物資及び資材の備蓄等

市は、国民保護措置の実施に当たり、物資及び資材の備蓄又は整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄又は整備

(1) 防災のための備蓄体制の活用

市は、避難や救援に必要な物資及び資材については、防災のために備えた物資及び資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて整備する。

【市民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料、安定ヨウ素剤、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材、特殊な薬品等については、府と連携し調達体制を整備するとともに、府の整備の状況等も踏まえ、必要に応じ備蓄する。

(3) 府、近隣市町村その他関係機関との連携

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄又は整備を図るため、府、近隣市町村その他関係機関と連携し、相互に備蓄状況の把握に努め、既存の協定等について必要な見直しを行うなど備蓄物資等を融通しあえるよう関係強化に努める。

(4) 物資の調達体制の整備

市は、公的備蓄だけでは対応できない場合に備え、食料品、生活必需品などの調達、あっせんを円滑に行えるよう、企業等との連携強化に努め、既存の災害時における応急対策物資供給等に関する協定等について必要な見直しを行うなど調達体制の整備に努める。

(5) 物資集配地の確保

市は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を行う必要がある場合、既存の集配予定地を活用する。

2 市が管理する施設、設備等の整備及び点検等

(1) 施設、設備等の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、市が管理する備蓄倉庫等の施設及び設備について、整備及び点検を行う。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市は、市が管理する上下水道等の施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、整備及び点検を行うとともに、系統の多重化、バックアップ体制の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の迅速かつ的確な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、適切な保存を図り、バックアップ体制の整備に努める。

第7章 国民保護に関する研修、訓練、啓発等

市は、職員の危機管理能力の向上に資する研修及び訓練を実施するとともに、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等についての啓発等を行うため、市が実施する研修、訓練、啓発等について、次のとおり定める。

1 研修

市は、職員の危機管理能力の向上を図るため、広く職員の研修機会を確保する。また、国の研修機関の研修課程や国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村とともに、府、国の関係機関等と共同するなど、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。また、テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用い、府危機管理関係機関会議等と十分に連携を図りながら、実践的な訓練の実施に努める。

なお、訓練の実施については、訓練の目標、実施効果等を明らかにし、段階的に行う。

[訓練項目]

- ア 職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報、安否情報等の情報収集訓練
- ウ 警報、避難の指示等の通知及び伝達訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 救援実施訓練

[主な訓練の形態]

- ア 実動訓練（人、物等を実際に動かす訓練）
- イ 図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）

(2) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 実施する訓練の種別等に応じて、市民に当該訓練への参加を広く呼びかけ、訓練の普及啓発に努める。その際、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。

ウ 市は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し、又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

エ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について配慮する。

オ 訓練終了後は、事後評価を行うとともに、課題や教訓を明らかにしたうえで、市国民保護計画の見直し等に反映させる。

3 国民保護措置に関する啓発等

(1) 啓発の方法

市は、国及び府と連携し、市民、事業所等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネットその他の広報媒体を活用して、危機管理能力の向上や国民保護措置の重要性について、継続的かつ段階的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等の開催に配慮する。また、第1編第2章に掲げる国民保護措置に関する基本方針についての啓発に努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文部科学省の協力を得て、児童及び生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において、安全教育や生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 国民保護措置に関する研究

市は、平素から武力攻撃災害やNBC災害等に関する情報を収集するとともに、避難誘導等の国民保護措置に関する研究に努め、必要に応じ、市民に収集した情報や研究結果を提供する。

4 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長に対する通報義務、不審物等を見出し

た場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、テロが発生した場合に市民がとるべき対処について、平素から市民に対し周知するよう努める。更に、市は府等の関係機関とともに傷病者の応急手当について普及に努める。

第8章 要配慮者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、府、近隣市町村をはじめとする関係機関と連携し、要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置が迅速かつ的確に実施できるために必要な事項について、次のとおり定める。

第1 要配慮者への支援

(1) 配慮者の所在の把握等

市は、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、要配慮者に関する情報を、平素から収集するなど所在の把握等に努める。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分に配慮し、収集した情報は慎重に取り扱う

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、平素から要配慮者と接している民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等との連携を強化し、迅速かつ的確な情報の伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

(3) 避難支援体制の確保

市は、要配慮者への迅速かつ的確な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の要配慮者に対し避難の支援を行う者を複数選定するなど、具体的な避難の方法を検討しておく。

(4) 病院等施設在所者の避難誘導體制の整備

市は、府と連携し、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 避難施設対策等

ア 市は、府と連携し、介助員等の配置など、要配慮者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。

イ 市は、府と連携し、要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6) 要配慮者の安全確保

ア 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ的確に行動できるよう、特に配慮する。

イ 市は、府と連携し、市民の協力を得て要配慮者を含めた訓練の実施に配慮する。

ウ 市は、府と連携し、要配慮者に配慮した食料及び生活必需品の確保に努める。

エ 市は、府と連携し、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護についての啓発に努める。

第2 外国人への支援

(1) 外国人支援体制の整備

市は、公益財団法人京都市国際交流協会、府、大学、国際交流団体等との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、外国人を支援する体制の整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、府と連携し、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努めるとともに、外国語放送を実施しているFM放送局等の放送事業者への協力依頼を行う。また、在関西外国公館との日ごろからの十分な連携に努める。

(3) 避難所の運営

市は、府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

ア 市は、府と連携し、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の標示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

イ 市は、府と連携し、国民保護の訓練への外国籍市民の参加の推進に努める。

ウ 市は、国及び府と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成、配布など多言語による国民保護の普及啓発に努める。

エ 市は、府と連携し、外国人が勤務している事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。

オ 市は、府と連携し、留学生又は就学生の多い大学などに対して国民保護に関する啓発が行われるよう努める。

カ 市は、府と連携し、通訳又は翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

第9章 観光旅行者等の保護

国際文化観光都市である京都市には、国内外から多数の観光旅行者等が訪れる。武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示などの多くの情報を、市は、自主防災組織、自治会等を通じて市民に伝達することとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから情報を入手することが困難な状況にあり、また、地理にも不案内である。こうしたことから、市は、観光旅行者等に対し、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるために必要な事項について、次のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前章第2の外国人への支援も踏まえ、情報の多言語化など、特に配慮を行う。

1 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

(1) 観光旅行関係団体との連携

市は、府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などを迅速かつ的確に伝達できるよう、公益社団法人京都市観光協会をはじめ、公益社団法人京都府観光連盟や観光旅行関係団体等を通じた旅館、ホテル、観光関連施設等への情報伝達体制及び観光旅行者等が利用すると考えられる公共交通機関、タクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 観光旅行者等への情報提供

市は、府と連携し、観光旅行者等への情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報提供窓口の設置やコンピュータやデータ通信による情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

2 帰宅困難な観光旅行者等への支援

他の市町村で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該市町村に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、市は、府と連携し、相談窓口等の設置などの帰宅支援活動について、配慮する。また、こうした事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難な観光旅行者等のための一時的な滞在所の設置等の措置について、国及び府と連携し、協議する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事態認定前における初動体制

市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態（大規模テロ等）の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関からの情報等を迅速に集約し、分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、国による事態認定前の段階における市の初動体制について、次のとおり定める。

1 情報連絡体制の整備

市は、国や府からの情報により、武力攻撃の兆候の通報や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生等を把握した場合において、危機管理監は、必要に応じ関係職員を参集させ、直ちに警戒体制を敷くとともに、次の対応を行う。

(1) 市長への報告

武力攻撃の兆候の通報や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生に関する情報を入手した場合は、直ちに市長へ報告する。

(2) 防災危機管理室担当部長会議の開催

市危機管理基本計画に基づく防災危機管理室担当部長会議を開催し、危機に関する情報の共有化を図るとともに、次の事項について協議し、検討する。

ア 情報の収集及び分析に関すること。

イ 初動措置に関すること。

ウ 市民への広報及び報道対応に関すること。

エ その他必要な事項

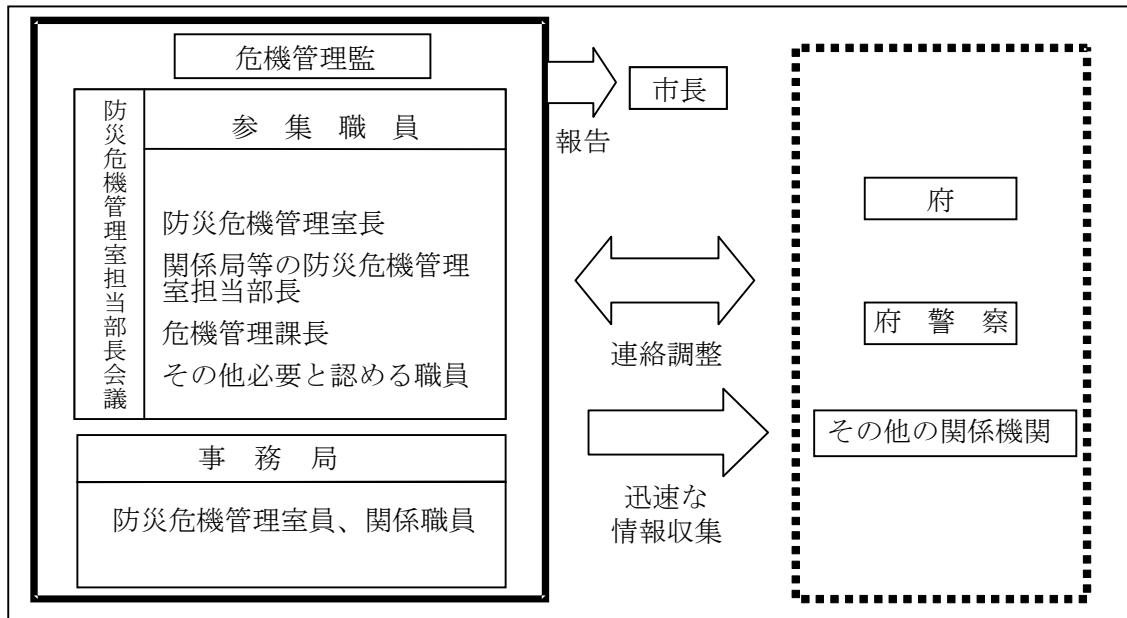
(3) 府等との連携

府、府警察等の関係機関との連絡調整を行う。

(4) 情報の収集等

収集し、整理した情報を適宜、市長に報告する。

【情報連絡体制の構成】



2 危機管理本部の設置

市長は、府や現場からの情報により、市内において多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等は、速やかに、府及び府警察と連携するとともに、市として迅速かつ的確に対処するため、京都市危機管理規則第5条第1項の規定に基づき京都市危機管理本部（以下「危機管理本部」という。）を設置する。

3 危機管理本部の初動措置

(1) 府への連絡

市は、関係機関等を通じて当該事案に係る情報の収集に努め、国、府、府警察、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して、迅速に情報提供を行うとともに、危機管理本部を設置した旨を連絡する。

(2) 初動対応

市は、危機管理本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは消防隊及び救急隊等の活動状況を踏まえ、必要に応じ、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助活動等の応急処置を行う。また、市長は、国、府等から入手した情報を消

防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

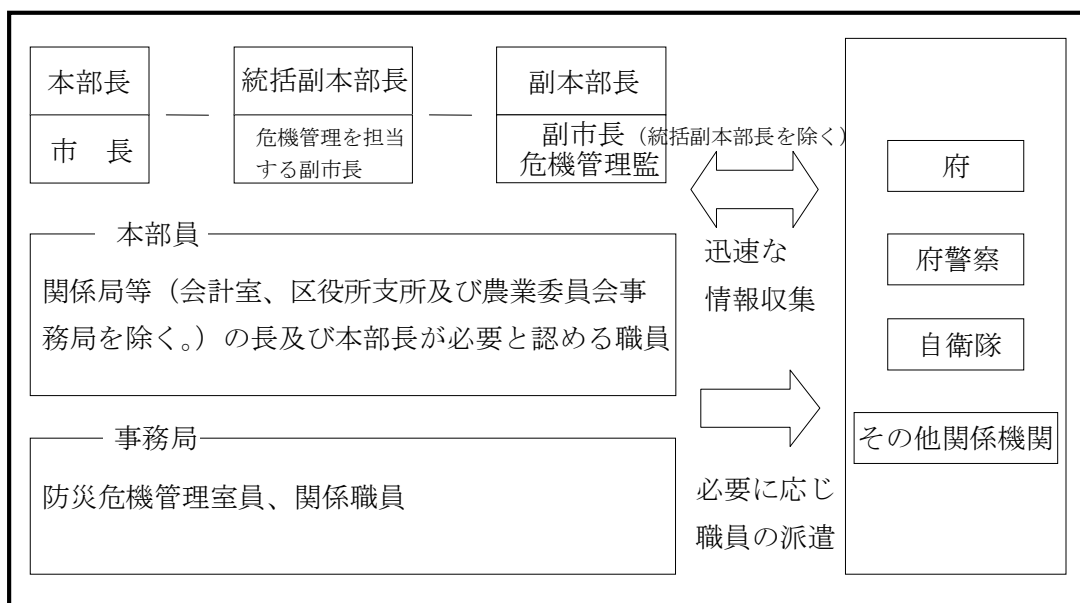
(3) 府警察との連携

市は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑に行われるよう府警察と緊密な連携を図る。

(4) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や近隣市町村等に対し支援を要請する。

【危機管理本部の構成】



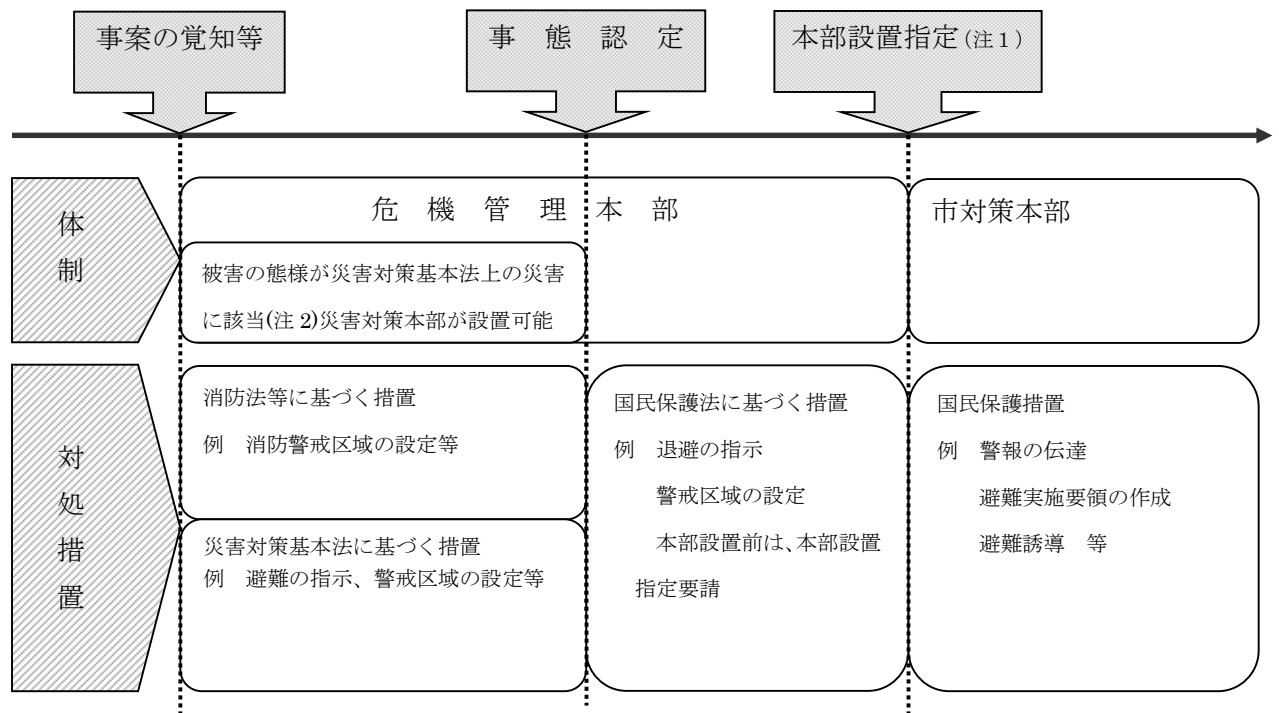
4 市対策本部に移行する場合の調整

(1) 体制の移行

危機管理本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき旨の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理本部を廃止する。

(2) 対処措置の移行

市対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく必要な措置を講じるなど調整を行う。



注1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

5 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

(1) 体制の強化

市は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理本部を設置するなど即応体制の強化を図る。

(2) 体制の構築

市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう体制を構築する。

第2 事態認定後の体制

市は、事態認定後において、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、市対策本部の設置手順、組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置等

(1) 指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、市対策本部を設置すべき指定の通知を受ける。

(2) 市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に危機管理本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

(3) 市会への報告

市長は、市対策本部を設置したときは、市会にその旨を報告する。

(4) 知事への報告

市長は、市対策本部を設置したときは、知事にその旨を報告する。

2 市対策本部の設置場所

市対策本部は、京都市役所庁舎内に設置する。市役所庁舎内に設置できない場合は、消防局庁舎内に設置する。

市長は、事態の状況に応じ、上記設置場所以外の場所に市対策本部を設置することができる。

3 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、京都市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

4 市対策本部の組織

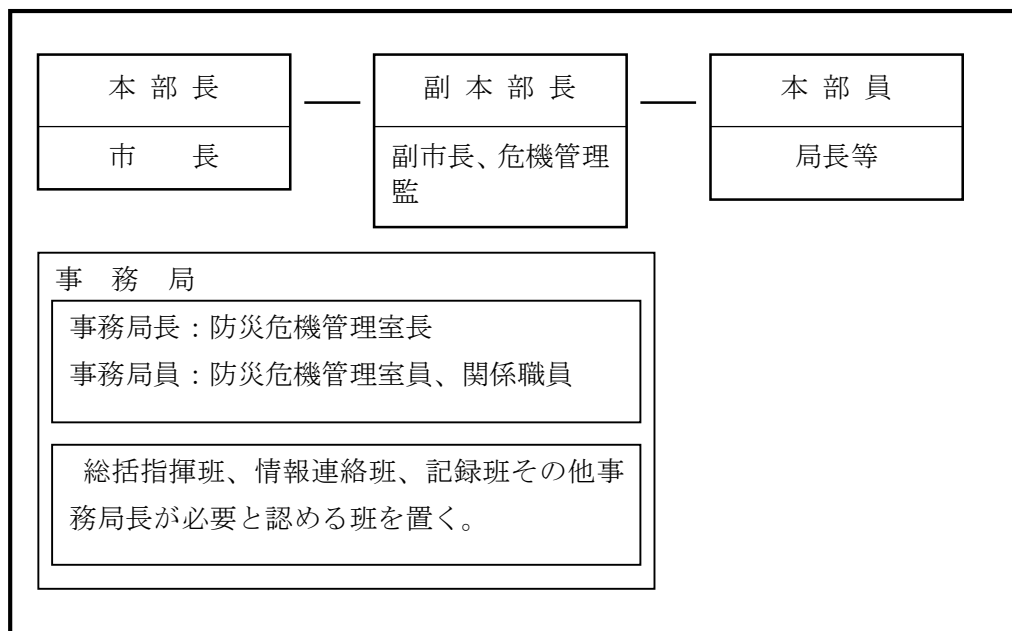
(1) 市対策本部長、市対策本部副本部長、本部員

ア 市対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とし、市対策本部の事務を総理し、職員を指揮監督する。

イ 市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理監、をもって充て、本部長を補佐し、市対策本部の事務を整理する。

ウ 市対策本部の本部員は、局等（会計室、区役所支所及び農業委員会事務局を除く。）の長（以下「局長等」という。）をもって充てる。

【市対策本部の構成】



(2) 部の設置

本部長は、必要と認めるときは、各本部員を長とする部を設置し、各部長は、各部の事務を掌理する。

なお、各部の業務は別に定める。

(3) 事務局の設置

市対策本部に事務局を設置する。事務局長は行財政局防災危機管理室室長とし、事務局員は行財政局防災危機管理室員及び関係職員をもって充てる。また、事務局に総括指揮班、情報連絡班、記録班その他事務局長が必要と認める班を置き、主に次に掲げる業務を行う。

ア 市対策本部会議の運営に関すること。

- イ 本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること。
- ウ 本部長が決定した方針に基づく各部等に対する具体的な指示及び調整に関すること。
- エ 市が行う国民保護措置に関する調整に関すること。
- オ 府及び他の市町村に対する応援要請等に関すること。
- カ 府を通じた指定行政機関の長等への措置要請及び自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。
- キ 国、府、市町村等の関係機関からの情報の収集、整理及び集約に関すること。
- ク 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。
- ケ 市対策本部事務局員等の交替要員の確保に関すること。
- コ 市対策本部の庶務に関すること。
- サ その他必要と認める事項

(4) 市対策本部会議

本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、副本部長及び本部員を召集し、京都市国民保護対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を開催する。

なお、市対策本部会議は、次の事務を協議し、調整する。

- ア 国民保護措置の実施に関すること。
- イ 府及び他の市町村に対する応援要請等に関すること。
- ウ 府を通じた指定行政機関の長等への措置要請及び自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。
- エ 被災状況や市内における各関係機関の国民保護措置の実施状況等の情報の収集及び伝達に関すること。
- オ その他国民保護措置に関する重要事項

(5) 市現地対策本部の設置

ア 市長は、国民保護措置の迅速かつ的確な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、京都市現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

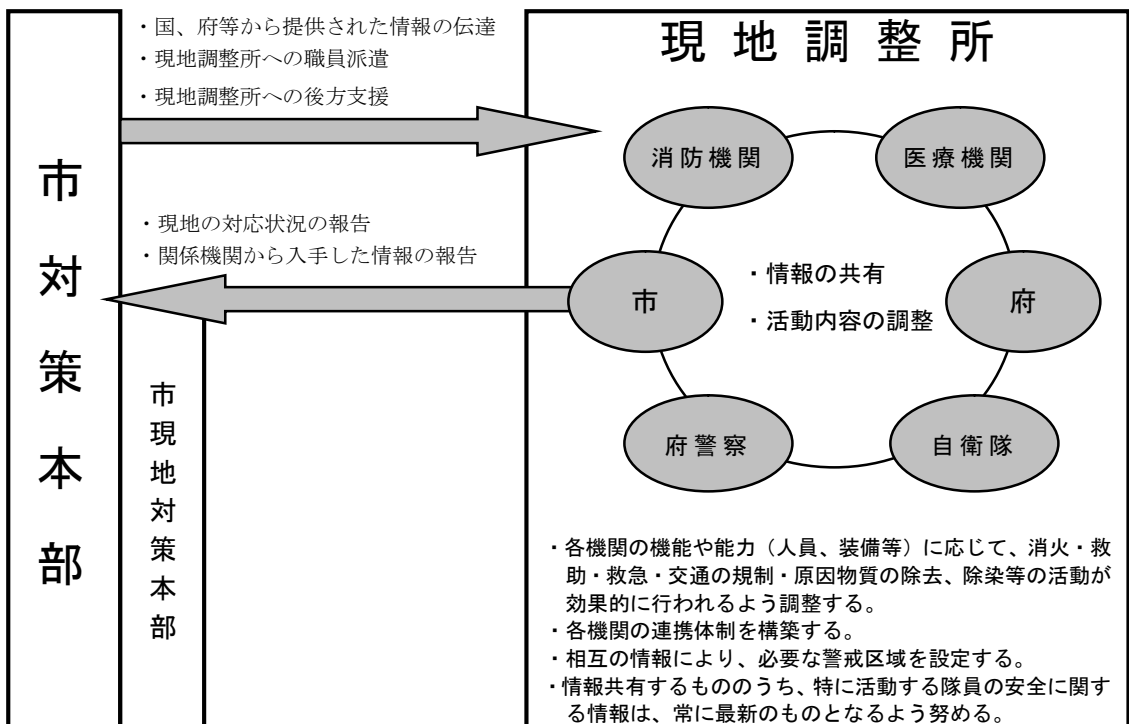
イ 市現地対策本部には、市現地対策本部長、市現地対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合において、その被害の軽減及び現地において措置に当たる職員、消防職員、消防団員等の安全確保のため、現場における関係機関（消防機関、府、府警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報の共有及び活動調整を行う。

イ 市長は、急を要する場合その他必要があると認めるときは、消防局の指揮者に現地調整所を設置させ、関係機関との情報の共有及び活動調整を行うことができる。この場合において、速やかに職員を派遣し、関係機関との情報の共有及び活動調整を行わせる。

【現地調整所の編成】



(7) 現地調整所の役割、設置場所等

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関相互間の情報共有や活動調整を行う。
- イ 現地調整所は、安全かつ現場の活動上最も適した場所にテント等を活用して設置する。
- ウ 現地調整所においては、現場にある関係機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き、連携の強化を図る。
- エ 現地調整所においては、活動に当たって重大な支障又は安全に関する情報を入手したときは、直ちに当該情報を関係機関相互に共有する。
- オ 市長は、他の関係機関が出動し、既に現地調整所が設置されている場合において、職員が出動していないときは、関係機関との情報の共有及び活動調整を行わせるため、速やかに職員を派遣する。

5 市対策本部長の権限

本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の迅速かつ的確な実施を図る。

市域内の国民保護措置に関する総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 市域における国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
府の対策本部長に対する総合調整の要請	<ul style="list-style-type: none"> 府の対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して必要な総合調整を行うよう要請する。 府の対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。 この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。
情報の提供の求め	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、府の対策本部長に対して、必要な情報の提供を求める。
国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	<ul style="list-style-type: none"> 総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

<p>教育委員会に対する措置の実施の求め</p>	<p>・教育委員会に対し、市域における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。この場合において、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。</p>
--------------------------	--

6 市対策本部の廃止

本部長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止するとともに、その旨を知事に報告する。

7 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、情報通信施設に支障が生じた場合、職員を直ちに現場に配置するなど応急復旧作業を行う。また、直ちに府を通じ、総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮職員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制を行うなど、通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3 職員の参集体制

市は、事態の状況に応じた職員の参集体制等について、次のとおり定める。

なお、必要な動員については、武力攻撃事態等の態様ごとに、そのつど判断する。

事態の具体的な状況		参集体制		
事 態 認 定 前	○消防局等から市域での武力攻撃事態の兆候の通報があった場合 ○他都市で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合	情報連絡体制	必ず召集する職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 危機管理監、行財政局防災危機管理室長、関係する局等の防災危機管理室担当部長、危機管理課長、その他必要と認める職員 </div> 事態の推移によって召集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関係する局等の防災危機管理室担当部長、その他必要と認める職員 </div>	
	○市域で、武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合 ○他都市で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生し、避難住民等の受入等の準備を行う必要がある場合		危機管理本部	必ず召集する職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市長、副市長、危機管理監、局長等、関係する局等の防災危機管理室担当部長、防災危機管理室員、その他必要と認める職員 </div> 事態の推移によって召集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上記以外の防災危機管理室担当部長、その他必要と認める職員 </div>
事 態 認 定 後	○他都市において武力攻撃災害が発生した場合	市対策本部		国から国民保護対策本部を設置する市として指定の通知を受けたとき
	○他都市で武力攻撃災害が発生し、避難住民等の受入等を行う必要がある場合		第3号体制	職員 2分の1程度
	○市域において、地域、被害が限定された武力攻撃災害が発生した場合		第4号体制	職員 4分の3程度
	○市域において、広域的、大規模な武力攻撃災害が発生した場合		第5号体制	職員全員

注1 第3号～第5号体制は、市地域防災計画に基づく配備体制と同様とする。

2 消防職員については、別に定める。

第2章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、国、府、府警察、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互の連携に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国及び府の対策本部との連携

(1) 国及び府の対策本部との連携

市は、府の対策本部（以下「府対策本部」という。）を通じて、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うことにより、密接な連携を図る。

(2) 国及び府の現地対策本部との連携

市は、国及び府が現地対策本部を設置した場合は、連絡員を派遣するなど当該本部と密接な連携を図るとともに、国の現地対策本部と関係地方公共団体の対策本部等により開催される合同対策協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。

市は、必要に応じて、国及び府と調整を図り、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で当該本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事その他の府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、国民保護措置の求めを迅速かつ的確に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、要請する理由、活動内容等を可能な限り具体的に明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 知事への派遣要請の求め

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

(2) 防衛大臣への連絡

通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

(3) 派遣された自衛隊の部隊等との連携

市長は、自衛隊の部隊等と、市対策本部及び現地調整所において、緊密な意思疎通を図る。

なお、国民保護等派遣の要請により、出動した自衛隊の部隊等が実施する主な役割は、次のとおりである。

【自衛隊の主な役割】

① 避難住民の誘導 (誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
② 避難住民等の救援 (食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
③ 武力攻撃災害への対処 (被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
④ 武力攻撃災害の応急復旧 (危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長に対して、応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等を締結している場合には、当該協定等に基づき、応援を求める際の活動の調整や手続を行う。

(2) 府への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対し応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

ア 市は、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合には、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 市は、他の地方公共団体に対し、事務の委託を行った場合において、前記事項を公示するとともに、府に届け出る。

ウ 市長は、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行ったときは、その内容を速やかに市会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 派遣の要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）の長に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

市は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 要請時の留意事項

市は、派遣の要請を行うときは、府を通じて行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して、総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市が行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合その他正当

な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 市長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合において、所定の事項を市会に報告するとともに公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、応援を実施することができない場合、他機関が実施する国民保護措置と競合する場合その他正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織、自治会等による警報の内容の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する器材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があるため、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市民からのボランティア活動の受入れの適否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアからの要望や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録、派遣調整等の受入体制の確保、ボランティアの生活環境への配慮等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、府や関係機関等と連携し、市民、企業等からの救援物資の受入れの状況を把握し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

8 市内の様々な団体、機関への協力要請

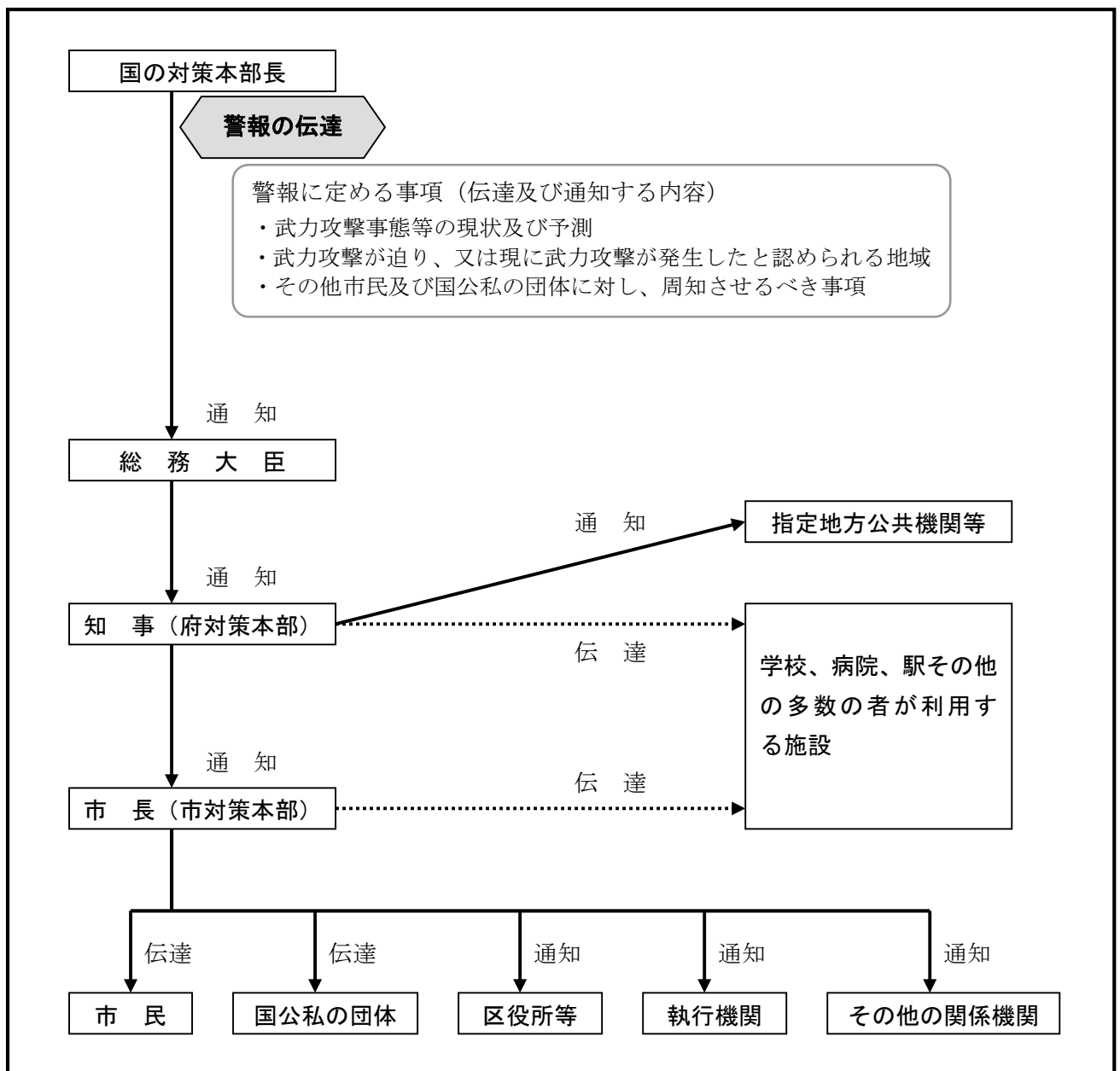
市は、大学、事業所、駅等の大規模集客施設や観光関連事業者等に対し、利用者への警報や避難の指示等の情報伝達の協力を要請するとともに、医療機関、学校、大規模事業者等に対し、安否情報の収集の協力を要請する。

第3章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市民に警報の内容の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達のために必要な事項について、次のとおり定める。

【警報の通知及び伝達の流れ】



1 警報の内容の通知及び伝達

(1) 警報の内容の伝達

市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位等）により、速やかに市民及び関係のある国公私の団体（自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉団体、病院、学校等をいう。以下同じ。）に警報の内容を伝達する。この場合において、特に要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人に対し、適切に伝達できるよう十分に配慮する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、病院、学校、保育所その他の市の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発表された旨の報道発表を速やかに行うとともに、ホームページへの掲載をはじめあらゆる広報媒体を用いて警報の内容を周知する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれる場合防災行政無線などあらゆる通信手段や伝達方法を活用して、市民への注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれない場合防災行政無線やホームページへの掲載など様々な手段を活用し、周知する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も考慮し、周知する。

ウ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 警報伝達体制の整備

市は、消防機関と連携し、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、次

に掲げる事項に留意し、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制を整備する。

ア 市は、警報の伝達が迅速かつ的確に行うことができるよう、府警察と緊密な連携を図り、保有する車両等を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。

イ 消防機関は、保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効果的な伝達を行うよう配慮する。

ウ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

エ 警報の解除の伝達については、原則として、警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達及び通知方法については、原則として、警報の伝達、通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市長は、知事の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。

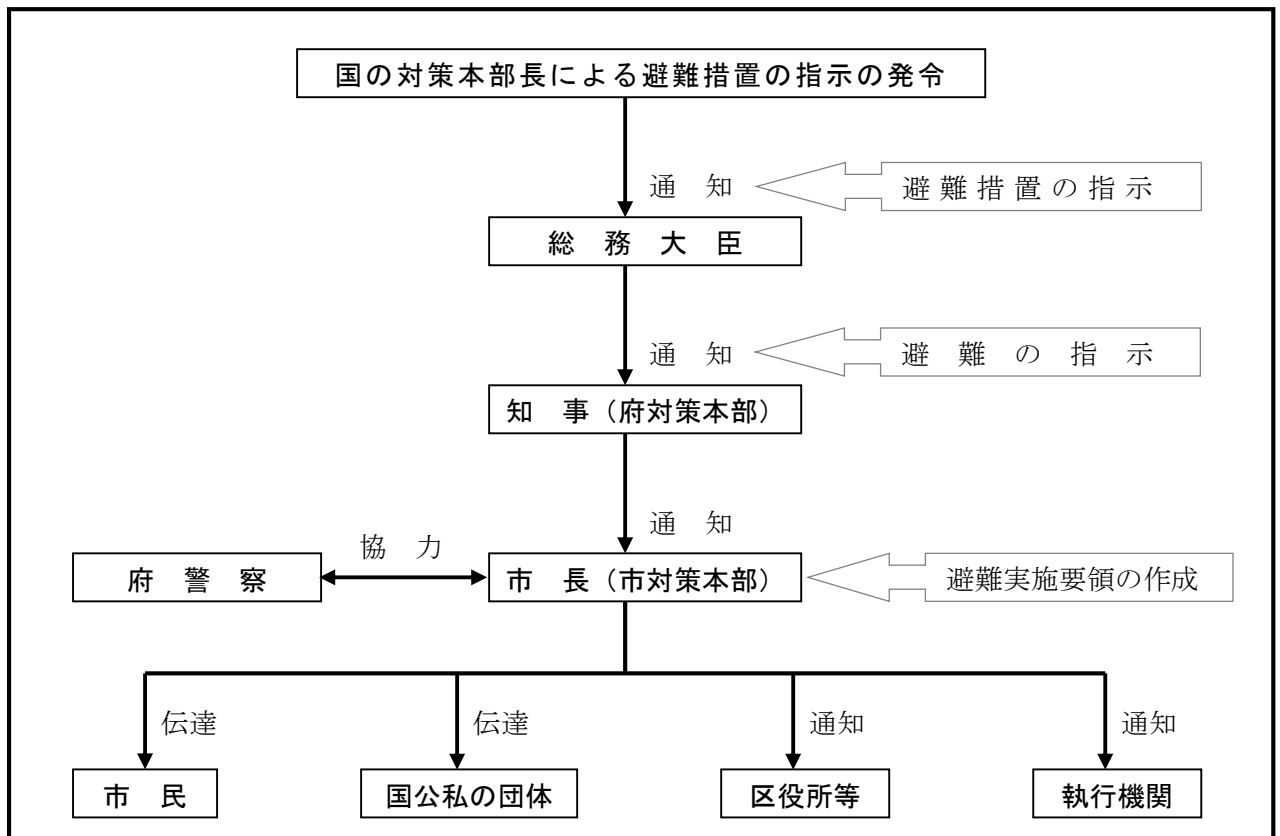
この避難住民の誘導は、市民の生命、身体及び財産を保護するための責務の中でも非常に重要なものであることから、避難の指示の通知及び伝達等のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知及び伝達

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、府に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を市民及び関係のある国公私の団体に伝達する。この場合において、特に要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人に対し、適切に伝達できるよう十分に配慮する。

【避難の指示の通知及び伝達の流れ】



2 武力攻撃事態の類型の特徴等

(1) 基本指針に示された武力攻撃事態の4類型別の避難時の留意事項等は、次のとおりである。

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難地域の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲を選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的狭い範囲に限定されるが、ゲリラ、特殊部隊等の移動によって、広範囲になる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標の特定は困難 ・ 広範囲を選定(航空機のみ)
避難の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的長期に及ぶことを前提に対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難 ・ 移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近のコンクリート造等の堅ろうな施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎、地下駐車場等への避難 ・ 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測事態での避難が重要 ・ 避難における混乱防止に努める。 ・ 運送力の確保 ・ 国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえた対応 ・ 交通規制の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の推移に伴い応急的な避難 ・ 市、府、府警察、自衛隊間で適切な役割分担のもと避難誘導 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾頭の種類により対応が大きく異なる。

(2) 基本指針に示されたNBC攻撃の避難行動等は、次のとおりである。

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通的留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防局、府警察は、防護服を着用する等、隊員の安全を図るための措置を講じたうえで、避難住民を誘導 ・ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意 		
初期避難及びその後の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受けた地域については、爆心地周辺から直ちに離れ地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・ 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・ 放射性降下物による被ばくを最小限に押さえるため、風上又は風横方向に避難 ・ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ付近の地下施設等に避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれがない安全な地域に避難 ・ 化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

(3) 基本指針に示された緊急処理事態の特徴等は、次のとおりである。

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の者が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の者を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	<ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業所等の破壊 ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ③危険物積載船への攻撃 ④ダム破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破 	<ul style="list-style-type: none"> ①ダーティボム等の爆破による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の大量散布 ③サリン等化学剤の大量散布 ④水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ①航空機等による自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①大量の放射性物質等が放出され、周辺市民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した市民が被ばく ②爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 ③危険物の拡散による市民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 ④下流に及ぼす被害は多大 	<p>爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 ②生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 ③化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化 ②攻撃目標周辺への被害も予想 ③爆発、火災等の発生により市民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

3 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成

市長は、避難の指示の通知を受けた場合には、直ちに、避難実施要領のパターンを参考に、避難の指示の内容に応じた避難実施要領案を作成するとともに、当該案について、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を作成する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

府から受信
府対策本部長による「避難の指示」の受信



避難実施要領の作成
 <避難実施要領に定める事項>
 ①避難の経路、避難の手段、避難の手順
 ②避難住民の誘導の実施方法
 ・ 移動手段
 ・ 集合場所、集合時間
 ・ 避難の留意事項
 ・ 要配慮者の誘導
 ・ 残留者の確認
 ③避難住民の誘導に係る関係職員の配置
 ・ 警察等の関係機関との役割分担
 ・ 避難住民の引率
 ・ 避難施設への配置
 ・ 要配慮者の誘導
 ④その他避難の実施に必要な事項



避難実施要領の伝達
 <伝達先>
 ・ 市民
 ・ 国公私の団体
 ・ 市
 ・ 府
 ・ 府警察
 ・ 自衛隊
 ・ その他関係機関

(2) 避難実施要領の作成の際における留意事項

市長は、主に次の事項に留意して、避難実施要領を作成する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難指示以前に自主的な避難が行われる状況も考慮）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（必要な場合に限る。）
（府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段に係る府対策本部との調整（国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を作成したときは、直ちに市民及び関係のある国公私の団体に伝達するとともに、市、府、府警察、自衛隊等の関係機関に通知する。更に、市長は報道機関に対して、避難実施要領の内容を提供する。

なお、避難実施要領の伝達に当たっては、要配慮者、日本語の理解が不十分な外国人、観光旅行者等への伝達に十分に配慮する。

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。また、市長は、避難実施要領に基づき、避難経路の要所に配置された職員（以下「避難誘導員」という。）に、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置するなど、避難誘導の円滑化を図る。また、避難誘導員には、避難住民に対する誘導活動への理解や協力を得られるよう、き然とした態度での活動を徹底させ、災害用被服、腕章、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、避難住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。更に、市長は、避難誘導を実施するに当たっては、避難誘導員の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救急救助活動等の状況を考慮しつつ、市長が定める避難実施要領に基づき、要所に消防隊等を配置し、車載の拡声器等を有効に活用するなど効果的な避難誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。また、消防団は、消防署と連携し、自主防災組織、自治会等と避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。要請した場合は、知事に通知する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による措置が円滑に行われるよう調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会の長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。要請に当たっては、強制にわたることのないようにしなければならない。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を考慮し、市民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、武力攻撃災害の状況及びその対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者等と連携し、施設の特성에応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき説明を行い、説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に協力を行うとともに、府警察と協力し、市民からの相談に対応するなど、市民の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、次の事項について、必要な措置を講じるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養し、又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、市民に周知徹底を図るよう努める。

(12) 府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合は、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に留意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては府対策本部長に対し、それぞれその旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(15) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

ア 避難住民を誘導する者は、国民保護法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者等に対し、必要な

警告又は指示をすることができる。

イ アの場合において、消防職員は、警察官が現場にいないときに限り、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、国民保護法第66条第3項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険が生じるおそれがある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(16) 避難住民の誘導への協力

避難住民の誘導を行う警察官等、職員、消防職員、消防団員は、国民保護法第70条の規定により避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この場合において、要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分に配慮するとともに、要請が強制にわたることのないようにしなければならない。

5 病院等の施設在所者の避難

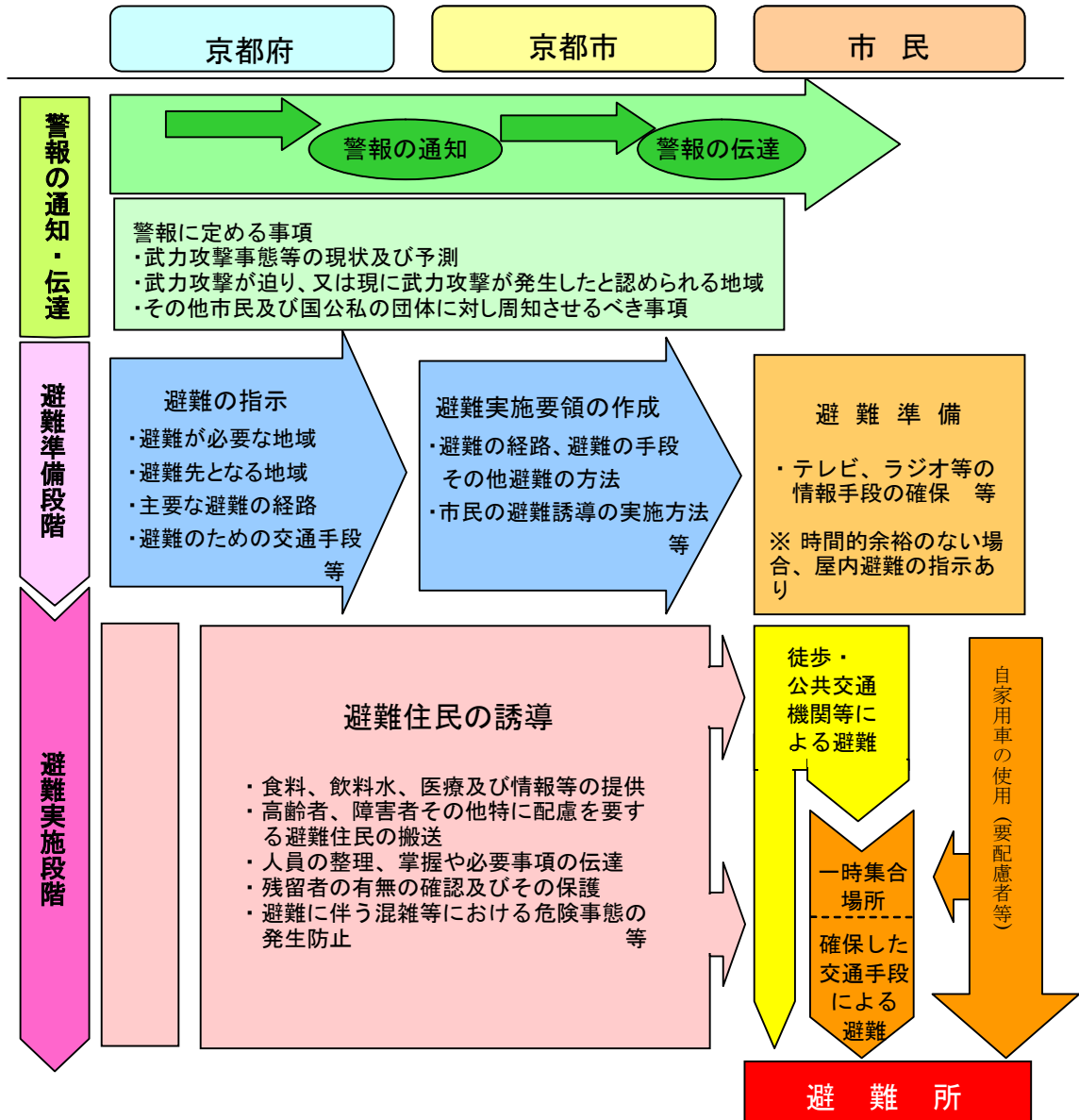
市は、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡し、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。

なお、市長は、施設の管理者や市のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合には、府警察、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請する。

6 避難の指示の解除

避難の指示の解除についての関係機関への通知及び市民への伝達方法については、避難の指示と同様とする。

避難のイメージ



第4章 救援

市は、避難先地域において、避難住民等や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について、次のとおり定める。

1 救援の実施

市は、救援に関する措置を既存の仕組みを活用して行うとともに、特に、要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人に対し、適切に救援を実施できるよう、十分に配慮する。

(1) 救援の実施

市長は、府を通じ、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、府をはじめ関係機関等と連携協力して、次に掲げる措置を行う。

なお、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 住居又はその周辺の土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 府との協力による救援の実施

市長は、府と同様の立場で市域の救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

市長は、救援を行うに際して必要な場合は、府を通じ、国に対して、具体的な支援内容を示して、支援を求める。

(2) 他の市町村に対する応援の求め

市長は、救援を実施するため必要があるときは、他の市町村に応援を求める。この場合において、応援を求める市町村との間にあらかじめ締結された既存の相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 日本赤十字社京都府支部との連携

市長は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社京都府支部と協定を締結して、委託することができる。

なお、市は、日本赤十字社京都府支部が実施する救援の措置等について、その自主性を尊重する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合等は、避難住民等の運送に準じて行う。

(5) 避難住民等への協力要請

市長は、救援を行うため必要があるときは、国民保護法第80条の規定により、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、必要な援助について協力を要請することができる。この場合において、協力をする者の安全の確保に十分に配慮するとともに、要請が強制にわたることのないようにしなければならない。

3 救援の実施内容等

(1) 救援の実施内容

市長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次の点に留意して救援を行う。

なお、救援の程度及び基準による救援の実施が困難である場合には、府を通じ、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所

避難住民等を保護し一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、プライバシーの確保や男女双方の視点等に配慮した適切な運営管理を行う。また、収容期間が長期にわたる場合においては、避難住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

(イ) 応急仮設住宅

武力攻撃災害により住家が全壊し、又は全焼して居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、応急仮設住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

(ア) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて避難する必要がある者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷して直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により調達した物資を給与し、又は貸与する。

ウ 医療の提供及び助産

(ア) 医療の提供

- a 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対し、原則として、医師、看護師等が応急的な処置を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行う。
- b 医療の内容は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、看護等の応急的な医療とする。
- c 多数の負傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設する。

(イ) 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産を受けることができない者に対し、原則として、医師、看護師等が応急的な措置を行う。

エ 被災者の捜索及び救出

被災者の捜索及び救出に際し、被災情報や安否情報等の情報収集に努めるとともに、消防機関、府警察及び自衛隊その他関係機関が行う捜索救出活動に対して、必要な連携及び協力を行う。

オ 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場その他の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送体制の確保を図る。また、府警察による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に対して、必要な連携及び協力を行う。

なお、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定により墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応に留意する。

カ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、避難所に設置し、提供する。

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場その他の日常生活に必要な最小限度の部分について、応急修理を行う。

ク 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失し、又は損傷したため、就学上支障のある小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒を含む。）に対し、学用品等の給与を行う。

ケ 死体の捜索及び処理

死体の捜索及び処理に際し、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、府警察及び自衛隊その他関係機関と必要な連携及び協力を行う。

コ 住居又はその周辺の土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

居室、炊事場その他の生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物があるため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、当該障害物の除去を行う。

(2) 救援に係る要配慮者等への配慮

市は、救援の実施に際して、要配慮者及び日本語の理解が不十分な外国人について、次の点に十分に配慮する。

ア 要配慮者への配慮

(ア) 収容施設の設置

- a 要配慮者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様（段差の解消、障害者用トイレの設置等）
- b 車いす等の福祉機器の整備
- c 視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器の確保等（ラジオ、ファクシミリ、テレビ等）

(イ) 避難所の運営

- a 要配慮者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の整備
- b 介助員等の配置
- c 災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者その他のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備
- d 要配慮者に配慮した食品及び生活必需品の確保
- e 医師、看護師等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握（避難生活の長期化に伴う健康障害の予防又は高齢者、妊産婦、障害者、難病患者その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止）
- f 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

イ 外国人への配慮

- (ア) 外国人が抱える不安等を解消するために、通訳又は翻訳ボランティアとも連携した避難所の相談体制の整備
- (イ) 武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語による伝達の推進

4 医療活動の実施等

(1) 医療活動の実施

ア 市長は、市域の医療機関に対し、医療活動への協力を要請するとともに、国及び医療機関である指定公共機関に対し、それらの医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

イ 市長は、特殊な医療の実施や患者の医療機関への搬送の必要があると認めるときは、知事を通じ、国、消防庁長官及び防衛大臣に部隊等の要請を行う。

(2) 医療の実施の要請等

ア 市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療関係団体等を通じるなど、医師、看護師その他の医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、医療を行う場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。この場合において、市長は、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、国民保護法第85条第2項の規定により、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行う場所及び期間その他の必要な事項を書面で示して、医療を行うべきことを指示することができる。この指示に当たっては、慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合に限り行うことに留意する。

※ 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

イ 市は、医療関係者に医療を行うよう要請又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

(3) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

ア 核攻撃等又は原子力災害の場合

市は、内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合には、その指導のもと、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を行う。また、内閣総理大臣から被ばく医療活動の要請があった場合には、必要な防護措置を講じたうえで、医療活動を行う。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、病状等が既に判明している疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への移送及び入

院措置を行うとともに、患者の大量発生時においては、国、府その他の関係機関とも協議し必要な対応を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図る。また、医療関係者に対して、ワクチン接種その他の必要な防護措置を講じるとともに、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行う。

(4) 医薬品、医療資機材等の備蓄等の活用

市は、国民保護措置の実施のためにあらかじめ備蓄等を行っている応急救護用医薬品、医療資機材等を活用する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 物資の売渡し要請等

ア 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、市長は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときは、国民保護法第81条第2項及び第83条第1項の規定により、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、公用令書を交付して、当該特定物資を収用することができる。この収用に当たっては、慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合に限り行うことに留意する。

※ 救援の実施に必要な物資

医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料その他救援の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの

イ 市長は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第81条第3項及び第83条第1項の規定により、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、公用令書を交付して、その取り扱う特定物資の保管を命じることができる。この保管命令に当たっては、慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合に限り命じること留意する。

ウ 市長は、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、特定物資の売渡し要請、収用又は保管命令を行う。

(2) 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、国民保護法第82条第1項及び第83条第1項の規定により、当該土地等の所有者及び占有者に対し、公用令書を交付し、同意を得て、当該土地等を使用することができる。この場合において、市長は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、国民保護法第82条第2項及び第83条第1項の規定により、特に必要があると認めるときに限り、公用令書を交付し、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。この土地等の使用に当たっては、慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合に限り行うことに留意する。

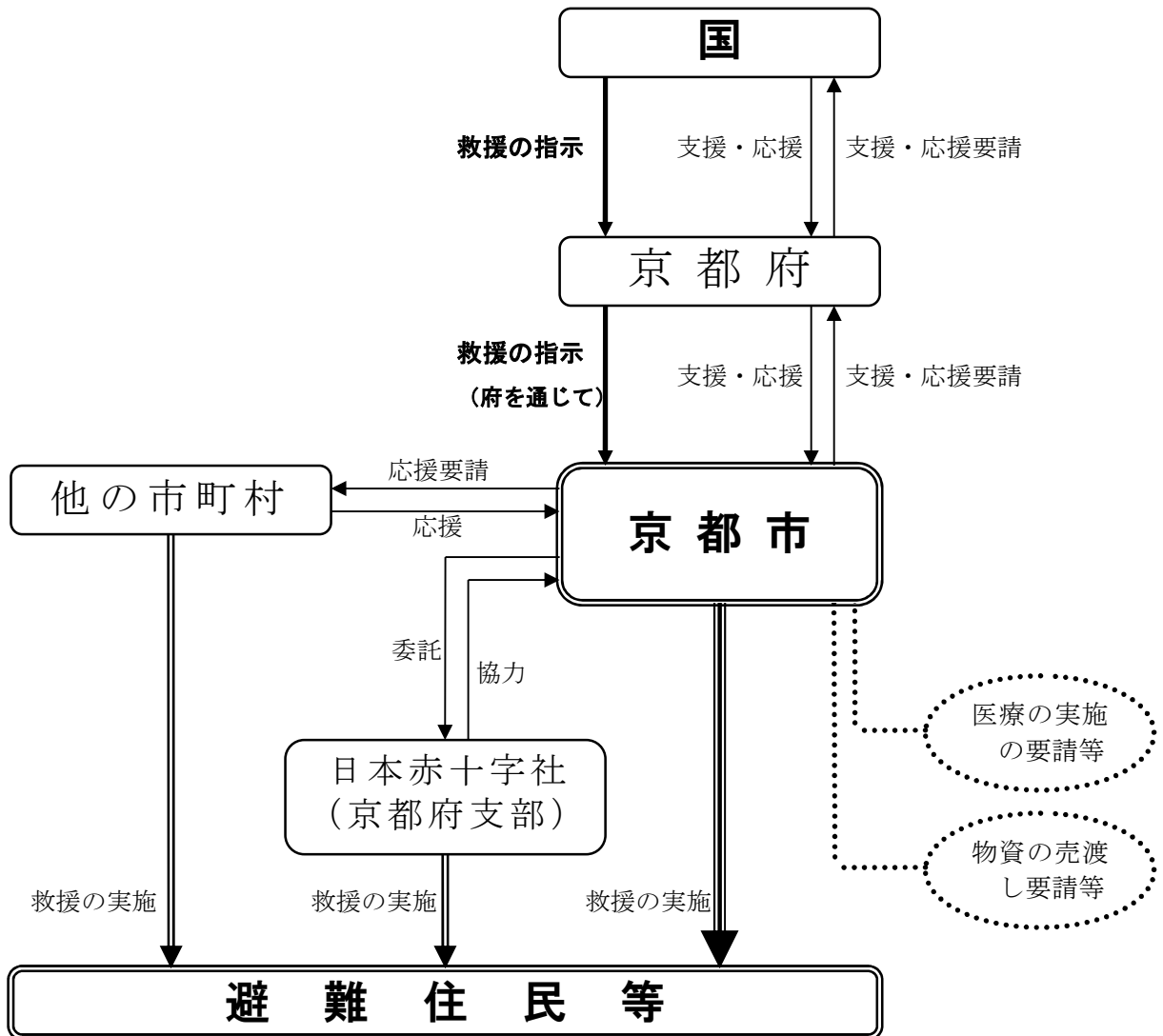
(3) 立入検査等

ア 市長は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、国民保護法第84条第1項の規定により、職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地若しくは家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。

イ 市長は、特定物資を保管させたときは、国民保護法第84条第2項の規定により、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又は職員に当該特定物資を保管させている場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

ウ 職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知する。また、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示する。

救援内容の概要イメージ

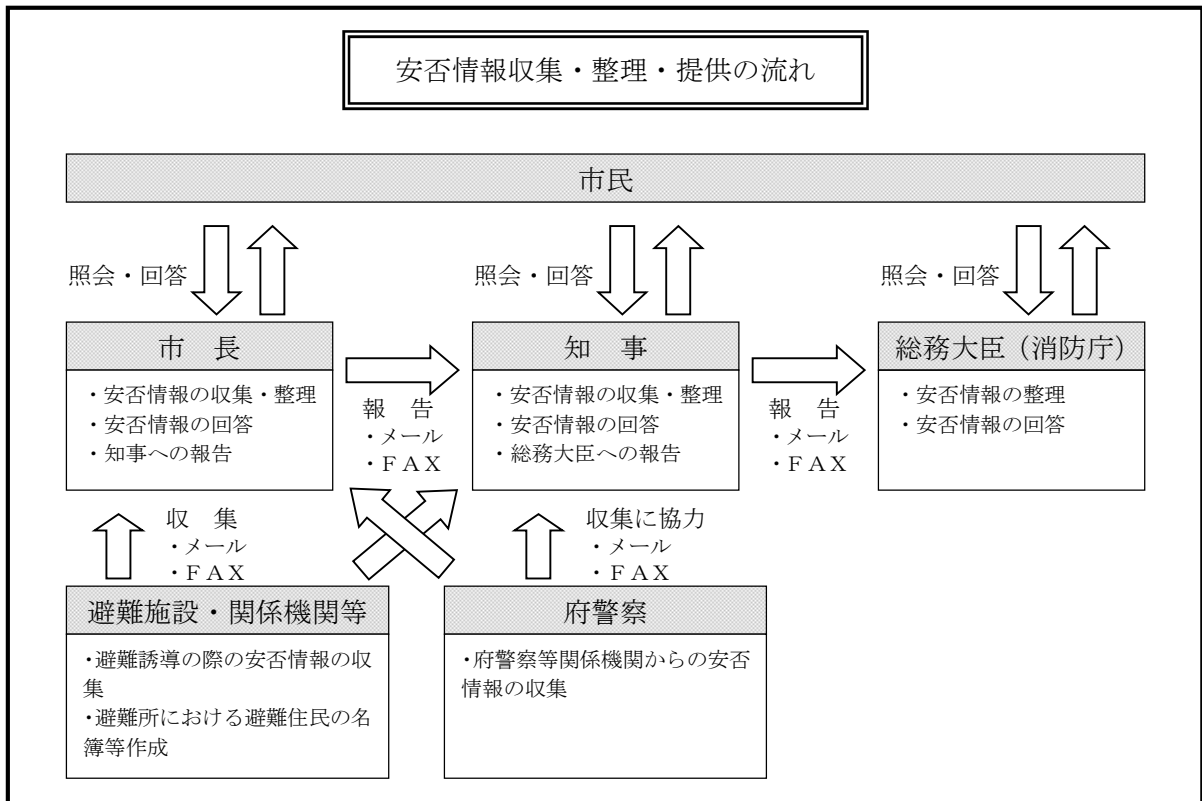


< 救援の内容 >

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 通信設備の提供
- ・ 住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 土石、竹木等の除去

第5章 安否情報の収集、提供等

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況などからその緊急性や必要性を考慮し、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮して行うこととし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答のために必要な事項について、次のとおり定める。



安否情報の収集項目
<p>避難住民・負傷住民（京都市の住民以外の者で、京都市にある者を含む。）</p> <p>①氏名 ②フリガナ ③出生の年月日 ④男女の別 ⑤住所（郵便番号を含む。） ⑥国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑦①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別できるものに限る。） ⑧負傷（疾病）の該当 ⑨負傷又は疾病の状況 ⑩現在の居所 ⑪連絡先その他必要情報 ⑫親族・同居者への回答の希望 ⑬知人への回答の希望 ⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p>
<p>死亡住民（京都市の住民以外の者で、京都市で死亡した者を含む。）</p> <p>（上記①から⑦に加えて）</p> <p>⑮死亡の日時、場所及び状況 ⑯遺体が安置されている場所 ⑰連絡先その他必要情報 ⑱①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意</p>

1 安否情報の収集、整理等

(1) 安否情報の収集

ア 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。この場合において、広く市民の協力を得るよう配慮する。

イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送、医療、報道その他の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供の協力を行うよう要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、可能な限り重複を排除するなど、情報の正確性の確保に努める。

2 府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会窓口の設置

市は、必要に応じ、市対策本部に安否情報の照会窓口を設置するとともに、照会窓口の電話、ファクシミリ番号及びメールアドレスについて周知する。

(2) 安否情報の回答

安否情報の回答は、総務省令に基づき、次の点に留意して行う。

ア 市は、照会に係る者の安否情報を保有し、及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、特別永住者証明書、マイナンバーカード等）により本人確認等を行うことなどを通じ、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 市は、職員に対し、個人情報である安否情報の取扱いについて、十分に留意すべきことを周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況その他個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報の回答については、安否情報の回答に係る責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、外国人に関する安否情報について、日本赤十字社京都府支部からの要請があったときは、その保有する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ提供する。

5 安否情報伝達手段の活用

市は、「NTT災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板（web171）」、携帯電話各社の災害用伝言板サービスなど災害時の安否情報の伝達システム等について、市民に対し活用の推進を図る。

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害の状況、活動時の安全の確保に留意しながら、国、府、府警察、自衛隊その他の関係機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関する基本的な事項について、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国、府、府警察、自衛隊その他の関係機関と連携して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる消防職員等の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する消防職員等について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見その他の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警察官又は消防職員から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設がその安全を確保しなければ市民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあり、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあることから、国、府、近隣市町村その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の状況把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況その他の必要な情報を収集する。

(2) 消防局による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から市長を通じて支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、自ら管理する生活関連等施設について、警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じる。この場合において、市長は、必要に応じ、消防機関、府警察その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長は、武力攻撃事態等において、引火、爆発、空気中への飛散、周辺地域への流出等により、市民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、必要があると認めるときは、次の措置を講じる。

(1) 危険物質等の取扱所の警備の強化

市長は、危険物質等の取扱者（所有者、管理者、占有者その他の危険物質等を取り扱う者をいう。以下同じ。）に対し、必要があると認めるときは、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

(2) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第3項及び国民保護法施行令第29条の規定により、次に示す[措置]ア～ウの措置を講じるべきことを命じる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で必要な調整を行う。

【危険物質等について市長が命じることができる対象及び措置】

[対象]

- ア 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を同法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合に限る。）

[措置]

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 危険物質等の管理状況報告の求め

市長は、危険物質等の取扱者に対し、[措置]ア～ウの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、退避(目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃れることをいう。以下同じ。)の指示、警戒区域の設定その他の応急措置を実施することから、これらの措置の実施のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、国民保護法第111条第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者、管理者又は占有者に対し、武力攻撃災害の拡大の防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示する。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行う。退避の指示をしたときは、速やかに知事に通知する。

(2) 屋内退避の指示

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行う。

ア NBC攻撃と判断される場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに市民

に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、府、府警察又は自衛隊から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要となる活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察等と現地調整所等において連携を密にし、退避の指示を市民に伝達する職員の活動時の安全の確保に配慮する。

イ 職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全を確認したうえで、活動させるとともに、職員、消防職員及び消防団員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長及び消防局長は、退避の指示を行う職員、消防職員及び消防団員に対して、特殊標章等を着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、国民保護法第114条第1項の規定により、警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における消防機関、府警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で当該区域を明示し、広報車等を活用し、市民に周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報の共有により、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、府、府警察又は自衛隊から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴い必要となる活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、当該区域内で活動する職員、消防職員及び消防団員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。この措置に当たっては、諸情勢を慎重に検討し、緊急の必要があり、やむを得ない場合に限り措置を講じる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市長が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察、自衛隊等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急救助活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防局は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、京都市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、消防相互応援協定等のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等の派遣を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防の応援を受け入れるときは、これらの消防隊等の応援が円滑かつ適切に行われるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長等から消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び知事を経由して消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ的確に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防隊等の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防局とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携を取りながら活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救急救助活動等を行う消防職員及び消防団員に対し、二次被害が生じることがないように、国の対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、府警察、自衛隊等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を講じる。

イ 市長は、現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせ、市対策本部との連絡を確保するなど安全の確保のための必要な措置を講じる。

ウ 市域に被害がない場合において、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示等を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する職員、消防職員及び消防団員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防署と連携し、その活動支援を行うなど、消防団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防局長又は水防管理者は、特に現場で活動する職員、消防職員、消防団員、水防団員等に対し、特殊標章等を着用させる。

第3 武力攻撃原子力災害への対処

市は、府と隣接して所在する関西電力（株）大飯発電所等が、武力攻撃を受けた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえ、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じた対応を行うことを基本とし、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、必要な事項について、次のとおり定める。

1 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

- (1) 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じた措置を講じる。
- (2) 市長は、放射線測定所（モニタリングポスト）による計測値及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を国又は知事若しくは関西電力（株）より先に把握した場合には、直ちに関西電力（株）にその内容を確認するとともに、その旨を知事に通報する。
- (3) 市長は、知事からの所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の定めに準じた応急対策を講じる。

2 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 国の現地対策本部は、原則として緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される。なお、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要に応じ、府県庁等に設置される。また、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」への職員派遣等については、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の「原子力災害合同対策協議会等の体制の整備」に準じて行う。
- (2) 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、関係する地方公共団体等とともに「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」を組織することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営されるほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め为例により行われる。また、国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示が行われた後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、原則として原子力施設等における応急対策に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については現地対策本部を通じて行われる。

3 モニタリングの実施

市長は、モニタリングの実施については、状況に応じ、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

4 住民の避難等の措置

市長は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域（以下「UPZ」という。）については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。UPZ外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、UPZと同様の措置を指示するものとする。

なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

5 知事への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長に必要な措置を講ずべきとの命令を行うよう要請する。

6 安定ヨウ素剤の配布

市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の服用の実施等については、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

7 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

8 食料品等による被ばくの防止

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じて行う。

9 職員の安全の確保

市長は、原子力施設への武力攻撃を受けた場合には、武力攻撃原子力災害の状況等の情報を武力攻撃原子力災害合同対策協議会や府等からの積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる職員、消防職員、消防団員等の安全の確保に配慮する。

第4 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に対処の現場における初動的な応急措置のために必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助その他の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染の拡大を防止するための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、必要な措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、自衛隊、医療機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。この場合において、市長は、原則として現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合には、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲の特定に資する被災情報を、直ちに府へ報告する。また、措置に当たる消防吏員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

さらに、府と連携して、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため

必要な措置を講じる必要がある。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる消防吏員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。また、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。保健所においては、府警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる消防吏員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染範囲の特定、被災者の救助及び除染等に関する情報収集等の活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察、自衛隊その他の関係機関と調整しつつ、次表の国民保護法第108条に掲げる措置を行う。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、次の事項を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、次の事項を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、前表第1号から第4号までに掲げる措置を行うときは、当該措置の名あて人（前表中の占有者、管理者等をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、緊急の必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

前表第5号及び第6号に掲げる措置を行うときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、緊急の必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

ア 当該措置を講じる旨

イ 当該措置を講じる理由

ウ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前表第1号から第4号までに掲げる措置を行う場合）

エ 当該措置の対象となる建物又は場所（前表第5号及び第6号に掲げる措置を行う場合）

オ 当該措置を講じる時期

カ 当該措置の内容

(6) 職員等の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合には、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる職員、消防職員、消防団員等の安全の確保に配慮する。

第7章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告のために必要な事項について、次のとおり定める。

- (1) 市は、電話その他の通信手段のほか、ヘリコプターテレビ電送システム、高所カメラ等を活用し、次の被災情報を迅速に収集する。

ア 武力攻撃災害が発生した日時及び場所

イ 発生した武力攻撃災害の状況の概要

ウ 人的及び物的被害の状況

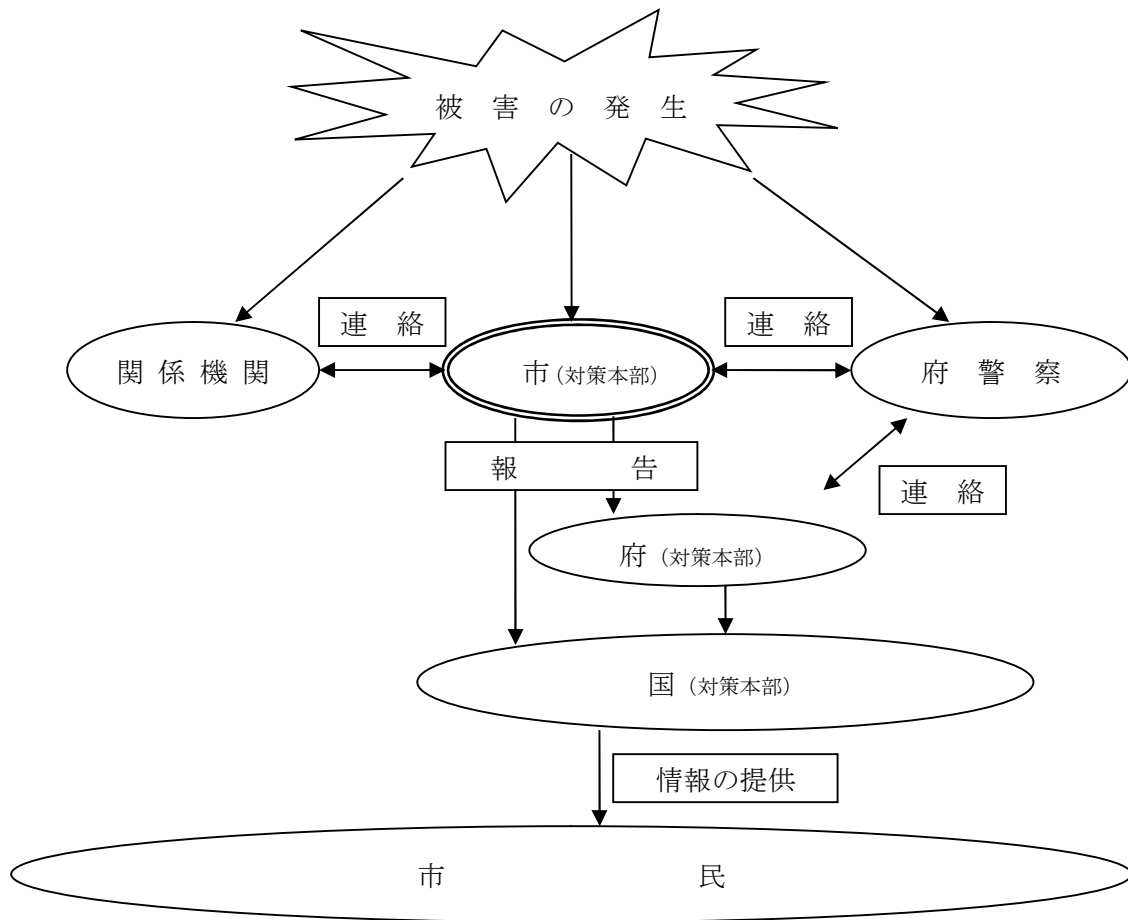
- (2) 市は、情報収集に当たっては、消防機関、府警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防隊等を活用して情報の収集を行う。

- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

- (4) 市は、第1報を府及び消防庁に対して報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報を電子メール、ファクシミリ等により、府及び消防庁へ報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

被災情報の収集及び報告のイメージ



第8章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を講じる。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し、医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じ健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。この場合において、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、府等と連携し、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断、消毒その他の措置を講じる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、府と連携し、避難先地域における食中毒等の防止のため、食品等の衛生確保のための措置を講じる。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、府と連携し、避難先地域における感染症等の防止のため、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について市民に対し、情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画等に準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、府と連携し、避難先地域の市民の健康保持のため、栄養管理、栄養相談及び栄養指導を実施する。

(6) 保健衛生の確保への協力

市は、府と連携し、武力攻撃災害の発生により、市民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるため緊急の必要があるときは、国民保護法第123条の規定により、市民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。この場合において、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

2 廃棄物の処理

市は、府と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び国民保護法第124条の規定による特例に基づき、し尿、ごみ及びびがれき類を適正に処理するため、必要な措置を実施する。

(1) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画に準じて、次表及び「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源環境局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とし、廃棄物処理体制を整備する。

活動内容	具体的な対応状況等
初期対応	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ及びびがれき類の処理の見込み等を把握する。 必要に応じて、仮設トイレを避難所等に設置する。
処理活動	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確認する。 必要に応じて、ごみ及びびがれき類の仮置場等を確認する。 びがれき類の処理に当たっては、危険なもの、通行上の支障があるもの等を優先的に収集し、運搬する。 仮設トイレ、仮置場等の管理に当たっては、必要な消毒剤等を確認し、十分な衛生状態を保つ。 ごみ及びびがれき類は、リサイクルを図りつつ適正な廃棄物の処理を行う。
府等への 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> 収集、運搬又は処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町村又は府に応援要請する。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した

特例地域においては、府と連携し、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、府と連携し、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うが、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったときは、その者に対し、期限を定めて当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講じるべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第9章 文化財の保護

京都市に所在する世界遺産をはじめとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならない。市は、国及び府等の関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携し、協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るために必要な事項について、次のとおり定める。

1 文化財の保護

市長は、国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区、府若しくは京都市の指定及び登録の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、文化財環境保全地区等（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法等に基づき、適切な措置を講じる。また、市は、武力攻撃災害等からの文化財の保全策について、国及び府とも連携し、協議、検討を行う。

(1) 文化財の関係機関等との連携

市長は、京都文化財防災対策連絡会等を活用し、関係機関相互の連絡、調整を図るとともに、文化財関係団体に対し、国民保護措置の重要性について啓発を行う。

(2) 災害発生時における緊急対処措置等に係る指針の内容の周知及び指導

市長は、文化財の所有者及び管理団体等に対して、文化庁が定めた重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）及び文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）を周知し、指導を行うとともに、市地域防災計画とも併せ、日常的な防災対策の確立を図ることを通じて、武力攻撃災害における文化財の保護を図る。

(3) 緊急保存措置等

ア 市は、警報や避難の指示、文化財の被災情報の連絡を受けたときは、関係機関、文化財の所有者及び管理団体等と連携し、文化財の保全のため、必要な措置を講じる。

イ 文化財の所有者等は、文化財の保存のため緊急の必要がある場合は、次の事項に留意し、他の施設に移動して保管する。

- (ア) 搬出の必要がある文化財の現状
- (イ) 搬出の経路及び交通輸送手段の確保
- (ウ) 搬出した文化財の数の確認
- (エ) 写真等による状況の記録

2 文化財の被災状況の調査等

- (1) 市は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、京都府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）と連携し、文化財の所有者及び管理団体等から文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報についての報告を求める。
- (2) 市は、府と連携し、被災状況を調査するため、現地に職員を派遣する。

3 文化財の応急対策

市は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、安全の確保に十分に配慮のうえ、必要に応じて、職員の現地への派遣や関係機関及び府教育委員会の協力等により、被害状況等の情報を収集する。また、市は、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、次の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに府教育委員会を通じ、文化庁長官に報告する。

- (1) 被害が小さいときは所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- (4) 美術工芸品の保管場所が被害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

4 文化財の復旧

市は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状況を考慮しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の作成に努め、府を通じ、国に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、府及び関係機関と連携し、水の安定的な供給等の実施や武力攻撃災害により被災した市民の生活の再建等、市民生活の安定に関する措置のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定等

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するため、府及び関係機関が実施する措置に協力する。

※ 生活関連物資等

食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒に対する教育

市は、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免又は被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律等の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 心の健康対策

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、府及び関係機関と連携を図り実施する。

(4) 風評被害の防止又は軽減

市は、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止し、又は最小限にとどめるため、府、関係機関及び関係団体と連携を図り広報活動等を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、府と連携し、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた給水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、河川管理施設、道路及び鉄道施設の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章及び身分証明書（以下「赤十字標章等」という。）並びに特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の適切な交付及び管理のために必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

市長は、国の定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、具体的な運用に関する要綱を作成し、これらの標章等の適切な交付及び使用の許可並びに管理を行う。

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

ア 市長は、次の者に対し、赤十字標章等を交付し、又は使用させる。

- (ア) 避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

イ 市長は、次の者から申請を受けた場合は、赤十字標章等の使用の許可を行う。

- (ア) 知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
 - (イ) 市内において医療を行う医療機関及び医療関係者
- <赤十字標章>



白地に赤十字

(3) 特殊標章等の交付及び管理

ア 市長は、次の者に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させる。

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う職員（消防職員、水防団長及び水防団員を除く。）
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

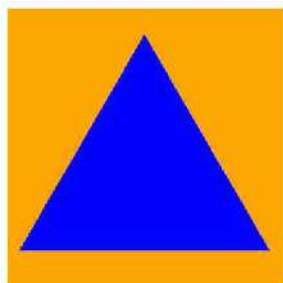
イ 消防局長は、次の者に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させる。

- (ア) 消防職員
- (イ) 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

ウ 水防管理者は、次の者に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させる。

- (ア) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

<特殊標章>



オレンジ色地に青の正三角形

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府、日本赤十字社その他関係機関と相互に協力し、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧のため必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線その他の関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じても、障害が解消されない場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講じるため必要があると認めるときは、府に対し、それぞれ必要な人員、資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 運送の確保に必要な応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理する道路、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第2章 本格復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における必要な法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた必要な法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けた国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従い府と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を考慮しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を考慮し、府と連携して、当面の復旧の方針を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が実施する国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等を行うために必要な事項について、次のとおり定める。

1 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、救援を実施するための土地、家屋等の使用、特定物資の収用及び保管命令等により生じた損失について、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、避難住民等に対する医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施の要請を受け、協力をした者がそのために死傷したとき等は、損害補償を行う。

2 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

3 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国の定めるところにより、負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要した費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第5編 緊急対処事態（大規模テロ等）への対処

1 緊急対処事態（大規模テロ等）

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態（大規模テロ等）における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を考慮して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する関係機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、前記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて行う。

用語集

あ行

用語	意味
安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。
eラーニング	パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。
L G W A N	総合行政ネットワークのこと。地方公共団体を相互に接続する行政専用のコンピューターネットワーク
N B C (エヌビーシー) 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核 (Nuclear)、生物 (Biological)、化学 (Chemical) の頭文字から N B C という。
N T T 災害用伝言ダイヤル	地震など大規模災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、被災地内の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービス

か行

核兵器	核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。
化学剤	化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物質。神経剤 (サリン、タブン、ソマン、V X 等)、びらん剤 (イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等)、血液剤 (シアン系 (青酸) 等)、窒息剤系 (塩素、ホスゲン等) などがある。
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの (国民保護法第32条)
危険物質等	引火、爆発、空気中への飛散、周辺地域への流出等により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬、劇薬など。
緊急消防援助隊	大規模災害等発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊 (消防組織法第45条)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第22条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める方針のこと。次の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 当該対処事態への対処に関する全般的な方針 緊急対処措置に関する重要事項 (事態対処法第22条)

緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が、事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置（国民保護法第172条）
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、武力攻撃災害の現状及び予測や住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するもの（国民保護法第99条）
被ばく医療に係る医療チーム	原子力災害時に量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センターなどの医療関係者等で構成するチーム
京都文化財防災対策連絡会	京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文教課、京都府災害対策課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、（公財）京都文化財団、（公財）京都市文化観光資源保護財団、（公財）京都古文化保存協会及び京都市消防局の11機関で結成し、各機関相互の連絡、調整を図り、文化財の防火防災の諸問題に対処している連絡会
ゲリラ	小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。
国際人道法	武力紛争という敵、味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーブ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。
国民の保護のための措置（国民保護措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等（国民保護法第2条）
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会（国民保護法第37条～第40条）
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画（国民保護法第36条）
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針等に基づき定める計画（国民保護法第33条～第35条）
国民保護法	正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国、地方公共団体等の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置を定めた法律
コミュニティーFM	一の市町村（政令指定都市については区）の一部を基礎的な単位として放送区域とし、府県域放送のような広いサービスエリアの確保を目的とするのではなく、狭い地域的エリアの聴取者をターゲットとした、いわゆる地域情報を中心とした番組構成がなされているFM放送

さ行

災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院
災害用伝言板（web171）	NTTが、災害用伝言ダイヤルに加えて、災害発生時の安否確認のための被災地域の電話番号や事前に登録した氏名、パスワード等をキーとし、音声や画像による伝言情報をインターネットを活用して登録、閲覧が可能なシステムとして新たに開発したもの
CATV事業者	有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者をいう。（放送法施行規則第2条第6号）
指定行政機関	政令で指定された次の国の機関のこと。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁（事態対処法第2条第5号）
指定地方行政機関	政令で指定された指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で指定された次の機関のこと。 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局（事態対処法第2条第6号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で152法人が指定されている。（平成30年4月1日現在）（事態対処法第2条7号）
指定地方公共機関	都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。府では、平成30年4月1日現在で、21機関を指定している。（国民保護法第2条第2項）
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ4条約のこと。①陸上の傷病兵の保護に関する第一条約、②海上の傷病兵の保護に関する第二条約、③捕虜の待遇に関する第三条約、④文民の保護に関する第四条約からなる。（外務省HPから）
ジュネーヴ諸条約追加議定書	ジュネーヴ諸条約を始めとする国際人道法を発展し、拡充したもの。第一追加議定書は、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用され、第二追加議定書は、締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される。（外務省HPから）

除染	放射性物質汚染が生じた場合、放射性物質又は放射性物質が付着したものを除去し、若しくは遮蔽物で覆うなどして、人の生活環境の線量を下げることを行う。このうち検査場所において簡易に実施することのできる除染を「簡易除染」という。
生物兵器	人間、動物、植物に有害な細菌、ウイルスなどを散布する兵器。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス（天然痘ウイルス）、リケッチア（Q熱リケッチア）、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	国において、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における地震や津波などの警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

た行

対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。次の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態であること、又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針 対処措置に関する重要事項（事態対処法第8条）
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のこと。武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。（事態対処法第2条第8号）
テロ	政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。
特殊部隊	特殊作戦遂行のために編成し、装備された小編成の軍事組織
トリアージ	多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

は行

非常通信連絡協議会	自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会（電波法第74条の2）
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）（国民保護法第52条第2項）
避難退域時検査	原子力災害の際に避難中継所等において、身体表面等に放射性物質が付着しているかどうかを調べること。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃（事態対処法第2条第1号）

武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（国民保護法第2条第4項）
ヘリコプターテレビ電送システム	ヘリコプターに搭載したテレビカメラで撮影した画像を送信するシステム

ま行

モニタリング(環境放射線)	放射性物質及び放射線に関する情報を得るための環境測定。 緊急時(環境放射線)モニタリングは、原子力施設において放射線や放射性物質の異常な放出又はそのおそれがある場合、その状況を把握し、災害応急対策の実施に必要な情報を得るために実施されている。 平常時モニタリングは、平常時の放射線等を測定するとともに、平常時の放射線レベルからの変動を常時監視するために実施されている。
---------------	--

や行

要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域（国民保護法第52条第2項）
-------	-------------------------------------

ら行

ライフライン施設	水道、下水道、電気、ガス、通信その他の国民生活に関連する施設
----------	--------------------------------

京都市国民保護計画

令和7年12月

平成19年	1月26日	京都府知事との協議完了
平成26年	12月11日	京都府知事との協議完了
平成28年	1月4日	京都府知事との協議完了
平成31年	2月7日	京都府知事との協議完了
令和元年	12月16日	京都府知事との協議完了
令和3年	1月21日	京都府知事との協議完了

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市行財政局 防災危機管理室
電 話 : (0 7 5) 2 2 2 - 3 2 1 0
F A X : (0 7 5) 2 1 2 - 6 7 9 0
E-mail : bosai@city.kyoto.lg.jp
